



埼玉県報

第 2786 号

平成 28 年(2016 年)

4 月 1 日

金曜日

目次

規則

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の制定 (人事課)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (資源循環推進課)
- 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則(みどり自然課)
- 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課)
- 埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (森づくり課)
- 国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(農村整備課)
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (任用審査課)

訓令

- 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (総務給与課)

管理規程

- 埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程 (経営管理課)
- 埼玉県病院事業管理規程の一部を改正する規程 (経営管理課)

告示

- 予算の公表 (財政課)
- 予算の公表 (財政課)
- 平成 20 年埼玉県告示第 491 号の一部を改正する告示 (共助社会づくり課)
- 特定非営利活動促進法の規定による閲覧に関する規程の一部を改正する告示(共助社会づくり課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (共助社会づくり課)
- 特定非営利活動法人の認定に係る公告 (共助社会づくり課)
- 手数料の徴収事務委託 (保健医療政策課)
- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例第 3 条第 1 項第 2 号イに基づく知事が指定する県外の大学の告示 (医療整備課)
- 農業委員会ネットワーク機構の指定 (農業政策課)

- 農業委員会議員の互選のための代表者会議の区域等を廃止する告示（農業政策課）
- 建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分（建設管理課）
- 建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 春日部都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 蓮田都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 道路の兼用工作物の管理（道路環境課）
- 建築士の処分（建築安全課）
- 県道蕨停車場線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道朝霞蕨線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道惣新田幸手線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道惣新田幸手線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 一般国道 122 号の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道さいたま菖蒲線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 平成 28 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 平成 28 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 平成 28 年度埼玉県警察官（巡査）採用試験（県外試験）の実施（警務課）

雑報

- 埼玉県議会議長・副議長選挙（議会・秘書課）

正誤

- 埼玉県教育委員会規則第 14 号中訂正（福利課）

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十二号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第一条第二項に規定する女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同令第一条第二項の規則で定める職員は、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員
下水道事業管理者	下水道事業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「市町村の設置に係る」を削り、同条第一項中「第九条の三第一項」の下に「又は第九条の三の三第一項」を加え、同条第二項中「同条第九項」の下に「又は法第九条の三の三第三項」を加える。

別表一般廃棄物処理施設設置許可申請書の項の前に次のように加える。

一般廃棄物処理施設設置届出書	法第九条の三の三第一項の規定によるものに限る。
----------------	-------------------------

別表一般廃棄物処理施設変更許可申請書の項の次に次のように加える。

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	法第九条の三の三第三項において準用する法第九条第三項の規定によるものに限る。
-------------------	--

別表一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書の項の次に次のように加える。

一般廃棄物処理施設変更届出書	法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第八項の規定によるものに限る。
----------------	--

様式第四号（表面）を次のように改める。

(表面)
一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事
埼玉県 環境管理事務所長

住 所
氏 名 印
電話番号
〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第1項 の規定により、一般廃棄物処理施設を設置するので、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※届出年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

様式第五号中「埼玉県 環境管理事務所長」を「埼玉県知事
埼玉県 環境管理事務所長」

ひ' 「同条第9項」を「同条第9項又は同法第9条の3の3第3項」に改める。
様式第十一号中「事業所」を「事務所」に改め、同様式の趣意中「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項又は第2項」に改める。

様式第二十八号中「埼玉県 環境管理事務所長」を「
埼玉県知事
埼玉県 環境管理事務所長」

ひ' 「第9条の3第11項」を「第9条の3第11項又は第9条の3の3第3項」に改める。
3項」に改める。

様式第三十二号を次のように改める。

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事
埼玉県 環境管理事務所長

住 所
氏 名
電話番号
Ⓜ
〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項（同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設を変更するので、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変更前	変更後
		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

- 備考 1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあつては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める環境省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値
- 3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第三十四号（第一画）中

③ 許可の年月日及び許可番号

年 月 日
第 号

③ 許可の年月日及び
又は届出の

許可番号 年 月 日	許可（届出） 年 月 日 第 号
---------------	---------------------

ひがひる。

様式第三十五号（第二画）中「あて先」や「宛先」は

許可の年月日及

び 許可番号 年 月 日	年 月 日 第 号
-----------------	-----------

許可又

可の年月日及び許可番号 は 届出の年月日	許可（届出） 年 月 日 第
-------------------------	-------------------

号

ひがひる。

様式第三十六号（第三画）中「事業所」や「事務所」は「第15条の2の5」や

「第15条の2の5 第1項」は「第15条の2第5項」や「第15条の2第4項」
第2項

ひがひる。

様式第三十七号中「第15条の2の5」や「第15条の2の5 第1項」は「第15条の2の5 第2項」

15条の2第5項を「第15条の2第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十四号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（平成十二年埼玉県規則第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号ヨ中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十五号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第六号中「二千円」を「四千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十六号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十七号

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する

規則

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則（昭和四十二年埼玉県
規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

国営土地改良事業負担金決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり国営土地改良事業の負担金を決定したので通知します。

なお、負担金の年賦支払金については、別に発行する納入通知書により指定期日までに納付してください。

記

1 事業名

2 負担金の総額

円

3 負担金の年賦支払金額

円

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第2号様式（第1条関係）

国営土地改良事業負担金変更通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

下記のとおり 年 月 日付け 第 号をもって通知した負担金を変更したので通知します。

なお、負担金の年賦支払金については、別に発行する納入通知書により指定期日までに納付してください。

記

1 事業名

2 負担金の総額

変更前 円

変更後 円

3 負担金の年賦支払金額

変更前 円

変更後 円

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第四号様式を次のように改める。

国営土地改良事業特別徴収金決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり国営土地改良事業の特別徴収金を決定したので通知します。

なお、特別徴収金の支払については、別に発行する納入通知書により指定期日までに納付してください。

記

1 事業名

2 特別徴収金の徴収に係る土地
所在地

面積

m²

3 特別徴収金の額

円

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則二二―二三〇

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中「知事室長」を「知事室長
企画参与」に、「ス

ポーツ局長」を「スポーツ局長

地域包括ケア局長」に改め、「スポーツ企画幹」及び「先端産業

幹」を削り、同表知事及び会計管理者地域機関環境科学国際センターの項職の欄中

「研究所長

「研究所長」を 研究企画幹 に改め、同表監査事務局の項職の欄中「主席監査員」

副研究所長」

を削り、「主任監査員」を「監査第一課の主席監査員、主任監査員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県人事委員会訓令第一号

訓令

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務局決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二人事委員会事務全般に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄4中「給与」を「人事評価、給与」に改め、「勤務成績の評定、」を削る。

別表第一の三人事委員会に対する情報公開、個人情報に係る不服申立て等に関する事務の項事務の種類欄中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第一の三人事委員会に対する情報公開、個人情報に係る不服申立て等に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄中2から5までを次のように改める。

2 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「不服審査法」という。）第二十三条の規定に基づき、審査請求書等の補正（軽微なものを除く。）を命じること。

3 不服審査法第四十五条第一項から第三項までの規定に基づき、却下し、又は棄却すること。

4 不服審査法第四十六条の規定に基づき、処分取消、変更等を行うこと。

5 不服審査法第四十九条の規定に基づき、却下、棄却等を行うこと。

別表第一の三人事委員会に対する情報公開、個人情報に係る不服申立て等に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄中6を削る。

別表第一の三人事委員会に対する情報公開、個人情報に係る不服申立て等に関する事務の項事務局専決事項の欄中3及び4を次のように改める。

3 不服審査法第二十三条の規定に基づき、審査請求書の軽微な補正を命ずること。

4 不服審査法第二十七条第二項に規定する審査請求の取下げに係る書面を受理すること。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄11中「第二十八条の五第二項又は第二十八条の六第三項」を「（地公法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項事務局専決事項の欄12中「第

二十八条の五第二項又は第二十八条の六第三項」を「(地公法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

別表第二の四事務局職員の服務等に関する事務の項委員長専決事項の欄4中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改める。

別表第二の四事務局職員の服務等に関する事務の項委員長専決事項の欄中5を次のように改める。

5 事務局長の次に掲げる場合(イ及びロの場合並びにカの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合は、引き続き三日以上のときに限る。)における職務に専念する義務を免除すること。

イ 研修を受ける場合

ロ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ハ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合

ニ 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、職を兼ね、その職に属する事務を行う場合

ホ 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合

ヘ 地公法第四十六条若しくは第四十九条の二第一項又は職員からの苦情相談に関する規則(埼玉県人事委員会規則一―一四。以下「苦情相談規則」という。)第二条の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求をし、不利益処分に関する審査請求をし、又は苦情の申出若しくは相談をし、及びこれらに関し、人事委員会が行う審査又は調査のため出頭する場合

ト 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「地公災法」という。)第五十一条の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第六十条第一項の規定に基づき、審査請求人として出頭する場合

チ 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第七条の規定に違反した旨の申立てをし、及びこれに関し、労働委員会が行う審問のため出頭する場合
リ 地公法第五十五条第十一項の規定に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合

又 職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合

ル 国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合

ヲ 県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合

ワ 職員団体の指名を受けた者、労働組合の代表者又はこれらの団体から委任

を受けた者として当局と適法な交渉を行う場合

カ 人事委員会が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合

別表第二の四事務局職員の服務等に関する事務の項事務局長専決事項の欄9ト中「苦情相談に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一―一四。以下「苦情相談規則」という。）」を「苦情相談規則」に、「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同欄9リ中「（昭和二十四年法律第七十四号）」を削り、同欄11中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改め、同欄23中「第十九条」の下に「第一項」を、「又は」の下に「同条第三項の規定に基づき」を加える。

別表第三を次のように改める。

別表第二（第三条、第五条関係）

個別の決裁事項、専決事項

事務の種類	人事委員会決裁事項	事務局長専決事項
<p>一 職員の勤務条件等に関する事務</p>	<p>1 地公法第二十三条の四の規定に基づき、人事評価の実施に関し必要な事項について任命権者に勧告すること。</p> <p>2 地公法第三十九条第四項の規定に基づき、研修に関する計画の立案その他研修の方法に関し必要な事項について任命権者に勧告すること。</p> <p>3 職務に専念する義務の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則一〇二二）第二条第十三号に規定する承認をすること。</p> <p>4 職員の懲戒の手續及び効果に関する規則（埼玉県人事委員会規則一〇一）第六条の規定に基づき、規則の実施に関し必要な事項を定めること。</p>	<p>1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第五項の規定に基づき、勤務時間を別に定める場合の承認をすること。</p> <p>2 勤務時間条例第四条第二項ただし書の規定に基づき、週休日の特例を定める場合の協議に応ずること。</p> <p>3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三〇一八。以下「勤務時間規則」という。）第一条の四第一項第一号の規定に基づき、人事委員会が定める日を定めること。</p> <p>4 勤務時間規則第一条の五第三項第一号及び第二号の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている事項を定めること。</p> <p>5 勤務時間規則第一条の五第四項第二号の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている事項を定めること。</p> <p>6 勤務時間規則第三条の二の規定に基づき、休憩時間を一斉に与えないこととする場合の協議に応ずること。</p> <p>7 勤務時間規則第四条の二第七項の規定に基づき、時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項を定める場合の協議に応ずること。</p> <p>8 勤務時間規則第五条第四項の規定に基づき、職員の休日の代休日の指定の手續に関し必要な事項を定める場合の協議に応ずること。</p> <p>9 勤務時間規則第九条第六項の規定に基づき、年次休暇の単位について別な定めをする場合の協議に応ずること。</p> <p>10 勤務時間規則第十一条第一項第十二号又は第十三号の規定に基づき、結婚休暇又は出産補助休暇の期間を定める場合の協議に応ずること。</p>

-
-
- 11 勤務時間規則第十一条第一項第十六号の規定に基づき、ボランティア休暇の期間が十日の範囲内となるときを定める場合及びボランティア休暇の対象となる施設を定める場合の協議に応ずること。
 - 12 勤務時間規則第二十条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めらるること。
 - 13 勤務時間規則第二十一条の規定に基づき、同規則の実施に関する細部の事項を定める場合の協議に応ずること。
 - 14 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第三条第五項の規定に基づき、勤務時間を別に定める場合の承認をすること。
 - 15 学校職員勤務時間条例第十九条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定める場合の協議に応ずること。
 - 16 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号。以下「学校職員勤務時間規則」という。）第十条第六項の規定に基づき、年次休暇の単位について別な定めをする場合の協議に応ずること。
 - 17 学校職員勤務時間規則第十二条第一項第二十四号の規定に基づき、ボランティア休暇の期間が十日の範囲内となるときを定める場合及びボランティア休暇の対象となる施設を定める場合の協議に応ずること。
 - 18 職員の修学部分休業に関する規則（埼玉県人事委員会規則二一一）（第一条の規定に基づき、教育施設を定める場合の協議に応ずること）。
 - 19 職員の自己啓発等休業に関する規則（埼玉県人事委員会規則二一一）（第二条の規定に基づき、教育施設を定める場合の協議に応ずること）。
-

二 職員の給与
に関する事務

- 1 地公法第五条第二項の規定に基づき、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項についての条例を制定し、又は改廃しようとするときの県議会からの意見照会に対して回答すること。
- 2 地公法第二十六条の規定に基づき、給料表が適当であるかどうかについて県議会及び知事に報告し、並びに給料表に定める給料月額額の増減について県議会及び知事に勧告すること。
- 3 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二二一。以下「初任給規則」という。）第五条第二項第二号の規定に基づき、採用試験の結果に基づいて職員となった者以外の職員に級別資格基準表の「採用試験」欄を適用する場合の承認をすること。
- 4 初任給規則第十条第一項第一号の規定に基づき、新たに職員となった者の職務の級の決定について承認をすること。
- 5 初任給規則第十九条第一項第一号の規定に基づき、特定の職務の級に昇格させる場合の承認をすること。
- 6 初任給規則第十九条第三項の規定に基づき、在級一年未満の者を昇格させる場合の承認をすること。
- 7 初任給規則第二十一条第一項の規定に基づき、特別の場合の昇格について承認をすること。
- 8 初任給規則第二十一条第二項の規定に基づき、特別の場合の昇格について承認をすること。
- 9 初任給規則第二十四条第一項の規定に基づき、初任給基準を異にする異動をした職員の職務の級の決定に関する承認をすること。
- 10 初任給規則第二十六条第一項の規定に基づき、給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級の決定に関する承認をすること。
- 11 初任給規則第二十七条の規定に基づき、給料表の

- 1 地公法第八条第一項第八号の規定に基づく、給与の支払の監理に関すること。
- 2 初任給規則第九条各号の規定に基づき、人事交流により採用した職員等の級別資格基準表の適用について特例を定める場合の承認をすること。
- 3 初任給規則第十条第二項の規定に基づき、人事交流により採用した職員等の級別資格基準表の適用について特例を定める場合の承認をすること。
- 4 初任給規則第十条第一項第一号に規定する職務の級に決定された新たに職員となった者について初任給規則第十六条から第十八条までの規定に基づき号給を決定する場合の承認をすること。
- 5 初任給規則第十六条の規定に基づき、人事交流により採用した職員等の号給を決定する場合の承認をすること（初任給規則第十条第一項第一号に規定する職務の級に決定された者を除く。）。
- 6 初任給規則第十七条の規定に基づき、特殊の職に採用した職員等の号給を決定する場合の承認をすること（初任給規則第十条第一項第一号に規定する職務の級に決定された者を除く。）。
- 7 初任給規則第十八条の規定に基づき、新たに職員となった者のうち特定の者の号給について承認をすること（初任給規則第十条第一項第一号に規定する職務の級に決定された者を除く。）。
- 8 初任給規則第二十三条第三項の規定に基づき、職員の降格後の号給を決定する場合の承認をすること。
- 9 初任給規則第二十五条第一項第二号の規定に基づき、初任給基準を異にする異動をした職員の号給の決定に関する基準を定める場合の承認をすること。
- 10 初任給規則第四十一条第二項の規定に基づき、職務に復帰した派遣条例に定める派遣職員（以下「派遣職員」という。）等の号給を調整する場合の承認をすること。

- 適用を異にする異動をした職員の手給の決定に関する基準を定める場合の承認をすること。
- 12 初任給規則第二十八条の規定に基づき、特別の場合の昇給について承認をすること。
- 13 初任給規則第四十二条の規定に基づき、規則の規定によることができない場合、又は規則の規定によることが著しく不適当な場合の別段の取扱いについて承認をすること。
- 14 給料等の支給に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 一一〇）第十六条の規定に基づき、規則により難しい場合に別段の取扱いをする場合の承認をすること。
- 15 職員の特種勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 七二四。以下「特勤規則」という。）第十条第二項の規定に基づき、著しく危険な区域を認めること。
- 16 特勤規則第十一条第三号の規定に基づき、第一号又は第二号に相当すると認めること。
- 17 特勤規則第十四条第三項第二号の規定に基づき、著しく危険であると認めること。
- 18 特勤規則第十四条第三項第三号の規定に基づき、第一号又は第二号に相当すると認めること。
- 19 特勤規則第十四条第八項の規定に基づき、著しく危険な業務であると認めること。
- 20 特勤規則第十四条第九項の規定に基づき、著しく危険な区域であると認めること。
- 21 特勤規則第十四条第十項の規定に基づき、心身に著しい負担を与える業務であると認めること。
- 22 期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 九三。以下「期末勤勉規則」という。）第七条の三の規定に基づき、任命権者が、一時差止め分を行う場合の協議に応ずること。
- 23 期末勤勉規則第七条の五第二項の規定に基づき、一時差止め分の取消しの申立てがなされた場合の取扱い

- 11 初任給規則第四十一条第二項の規定に基づき、派遣の期間中に退職する派遣職員の手給を調整する場合の承認をすること。
- 12 初任給規則第四十二条の規定に基づき、職員の手給を訂正する場合の承認をすること。
- 13 給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 三九七）別表第一の規定に基づき、給料の調整額を支給する場合の承認をすること。
- 14 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則七 五七二）附則第六項の規定に基づき、医師に給料の調整額を支給する場合の承認をすること。
- 15 初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 五六。以下「初任給調整規則」という。）第二項第一項の規定に基づき、採用による欠員の補充が困難な職であると認めること。
- 16 初任給調整規則第二条第二項の規定に基づき、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると認めること。
- 17 住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二九九）第二条第三号の規定に基づき、配偶者等が所有し、又は借り受け、居住している住宅等に準ずると認められること。
- 18 通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二四）第十条第一号又は第二号の規定に基づき、通勤が困難であると認め又は新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用により得られる通勤事情の改善が相当であると認めること。
- 19 単身赴任手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 五五〇。以下「単身赴任手当規則」という。）第六条第二項第二号、第三号又は第五号の規定に基づき、職員が職務の遂行上住居を移転せざるを得ない場合を認めること。

についての協議に応ずること。

24 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)第十六条、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号)第八条及び学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第三十号)第十一条の規定に基づき、教育委員会規則を定める場合の協議(軽易な事項に係るものを除く。)に応ずること。

25 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第十二号)第四十条の規定に基づき、同規則により難しい事情がある場合の協議に応ずること。

26 学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号)第十五条の規定に基づき、同規則により難しい事情がある場合の協議に応ずること。

27 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第四号)第七条の三の規定に基づき、任命権者が、一時差止処分を行う場合の協議に応ずること。

28 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第七条の五第二項の規定に基づき、一時差止処分の取消しの申立てがなされた場合の取扱いについての協議に応ずること。

29 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号。以下「任期付職員条例」という。)第四条第三項の規定に基づき、給料月額を承認すること。

30 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年埼玉県条例第五号)第五条第五項の規定に基づき、給料月額を承認すること。

20 特勤規則第六条の規定に基づき、大気汚染、水質の汚濁、土壌汚染、騒音、震動、地盤沈下、悪臭及び有害物質の調査又は取締りの業務に準ずると認めること。

21 特勤規則第八条第二項の規定に基づき、蓄ふん等の発酵施設について認めること。

22 特勤規則第十四条第一項第二号の規定に基づき、その周辺の安全を確保することが特に必要である者について承認すること。

23 特勤規則第十四条第十二項の規定に基づき、心身に著しい負担を与えるものについて認めること。

24 特勤規則第十五条の規定に基づく特殊勤務手当実績簿備考五に基づき承認すること。

25 休日勤務手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七五四一)第二条第三号の規定に基づき、休日勤務手当の支給される日を承認すること。

26 期末勤勉規則第十五条第二項の規定に基づき、支給日を承認すること。

27 期末勤勉規則別表第一の規定に基づき、加算を受ける職員及び加算割合の承認すること。

28 学校職員の給与等に関する条例第十六条、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第八条及び学校職員の特殊勤務手当に関する条例第十一条の規定に基づき、教育委員会規則を定める場合の協議のうち軽易な事項に係るものに応ずること。

29 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の規定に基づき、学校職員の給与に係る協議(人事委員会決裁事項とされているものを除く。)に応ずること。

30 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等に基づき、学校職員の給与関係通知の制定又は改廃についての協議に応ずること。

		<p>31 派遣条例第四条第二項の規定に基づき、給与を支給することが著しく不適当であると認めること。</p> <p>32 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一）第三条第五項の規定に基づき、給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更することについて認めること。</p> <p>33 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（埼玉県人事委員会規則二〇一。以下「任期付職員規則」という。）第六条第一項の規定に基づき、試験の結果により採用された者に相当する者として認めること。</p> <p>34 職員の給与に関する実態等の調査に関すること。</p> <p>35 職種別民間給与の実態調査に関すること。</p> <p>36 人事委員会通知の制定並びにこれに基づく承認及び協議事項に関すること。</p>
<p>三 退職管理に関する事務</p>	<p>1 地公法第三十八条の四第二項（地公法第三十八条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任命権者が行う調査の経過について、意見を述べること。</p>	<p>1 地公法第三十八条の二第七項の規定に基づき、職員からの届出を受理すること。</p> <p>2 地公法第三十八条の三の規定に基づき、任命権者からの報告を受理すること。</p> <p>3 地公法第三十八条の四第一項の規定に基づき、任命権者からの通知を受理すること。</p> <p>4 地公法第三十八条の四第二項（地公法第三十八条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任命権者に報告を求めること。</p> <p>5 地公法第三十八条の四第三項（地公法第三十八条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任命権者からの報告を受理すること。</p> <p>6 地公法第三十八条の五第一項の規定に基づき、任命権者に調査を行うよう求めること。</p>
<p>四 公平審理に関する事務</p>	<p>1 地公法第八条第一項第九号及び第四十七条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。</p>	<p>1 審査請求規則第三条第四項の規定に基づき、代理人選任（解任）届及び主任代理人指定（変更）届を受理すること。</p> <p>2 審査請求規則第六条第四項の規定に基づき、審査請求</p>

- 2 地公法第八条第一項第十号の規定に基づき、職員に對する不利益な処分についての審査請求に對する裁決をすること。
- 3 地公法第八条第六項の規定に基づき、法律又は条例に基づくその権限の行使に関し必要があるときに、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めること。
- 4 地公法第八条第八項及び第五十条第一項の規定に基づき、職員に對する不利益な処分についての審査請求を審査し、並びに同条第三項の規定に基づき、不利益な処分を受けた職員がその処分によつて受けた不当な取扱いを是正するための指示をすること。
- 5 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四百十三号）第五条第二項の規定に基づき、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての審査の請求を審査し裁定すること。
- 6 不利益処分についての審査請求に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一一。以下「審査請求規則」という。）第三条第三項の規定に基づき、主任代理人を指定し、及び変更すること。
- 7 審査請求規則第五条第一項の規定に基づき、代理人の数を制限すること。
- 8 審査請求規則第六条の二の規定に基づき、審査請求書の補正を命じ、又は職権により軽微な補正をすること。
- 9 審査請求規則第七条第一項の規定に基づき、審査請求の受理又は却下の決定をすること。
- 10 審査請求規則第七条の二の規定に基づき、審査請求を却下すること。
- 11 審査請求規則第八条第一項の規定に基づき、数個の

- 書記載事項変更届を受理すること。
- 3 審査請求規則第六条の二の規定に基づき、審査請求書の軽微な補正を命ずること。
- 4 審査請求規則第七条第二項及び第七条の二第二項の規定に基づき、却下通知書を送達すること。
- 5 審査請求規則第八条第二項の規定に基づき、審査併合又は分離通知書を送達すること。
- 6 審査請求規則第八条の二第二項の規定に基づき、代表者選任（解任）届を受理すること。
- 7 審査請求規則第九条第十四項（審査請求規則第十条第十二項において準用する場合を含む。）に基づき、審理調書を作成すること。
- 8 審査請求規則第十一条の規定に基づき、審理手続変更請求書を受理すること。
- 9 審査請求規則第十二条第二項の規定に基づき、審査請求取下申出書を受理すること。
- 10 審査請求規則第十三条第三項の規定に基づき、審査の終了通知書を送達すること。
- 11 審査請求規則第十五条第一項の規定に基づき、裁決書の写しを送達すること。
- 12 審査請求規則第十六条の規定に基づき、是正指示書を送達すること。
- 13 審査請求規則第十八条第三項の規定に基づき、再審の却下通知書を送達すること。
- 14 措置要求規則第二条第三項の規定に基づき、措置要求書記載事項変更届を受理すること。
- 15 措置要求規則第三条第一項の規定に基づき、措置要求書の記載事項及び添付資料並びに要求の内容等について調査を行うこと。
- 16 措置要求規則第三条第二項の規定に基づき、措置要求書の軽微な補正を命ずること。
- 17 措置要求規則第五条の規定に基づき、措置要求取下

-
- 審査請求を併合して審査し、又は併合した審査請求を分離すること。
- 12 審査請求規則第九条第一項の規定に基づき、答弁書及び証拠の提出を求めること。
- 13 審査請求規則第九条第二項の規定に基づき、反論書の提出を求めること。
- 14 審査請求規則第九条第四項（審査請求規則第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当事者に質問し、又は立証を求めること。
- 15 審査請求規則第九条第六項（審査請求規則第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職権による証拠調べをすること。
- 16 審査請求規則第九条第八項（審査請求規則第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、証拠の申出を却下すること。
- 17 審査請求規則第九条第十一項（審査請求規則第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、口述書の提出を求めること。
- 18 審査請求規則第九条第十二項の規定に基づき、証人相互の対質を求めること。
- 19 審査請求規則第九条第十六項（審査請求規則第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審理を終了すること。
- 20 審査請求規則第十条第二項の規定に基づき、答弁書又は反論書の提出を求めること。
- 21 審査請求規則第十条第四項の規定に基づき、証人出席の承認をすること。
- 22 審査請求規則第十条第五項の規定に基づき、当事者相互、当事者と証人又は証人相互の対質を求めること。
- 23 審査請求規則第十条第六項の規定に基づき、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとること。
-

- 申出書を受理すること。
- 18 措置要求規則第七条、第八条又は第八条の二の規定に基づき、判定書、勧告書若しくはその写し又はその他の文書を送達すること。
- 19 公務災害補償の審査の申立てに関する規則（埼玉県人事委員会規則一四 一）第二条第三項の規定に基づき、公務災害補償審査申立書記載事項変更届を受理すること。
- 20 苦情相談規則第三条第一項の規定に基づき、関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行うこと。
- 21 苦情相談規則第三条第三項の規定に基づき、事案の処理を打ち切ること。
-

-
- 24 審査請求規則第十条第八項の規定に基づき、口頭審理における発言を許し、その指揮に従わない者の発言を禁止し、及び発言が相当でない場合にこれを制限すること。
- 25 審査請求規則第十条第九項の規定に基づき、口頭審理における秩序を維持するために必要な措置を執ること。
- 26 審査請求規則第十条の二第一項の規定に基づき、人事委員会の委員又は事務局長若しくは事務職員をして口頭審理の準備手続を行わせること。
- 27 審査請求規則第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、審査の終了を決定すること。
- 28 審査請求規則第十四条第一項の規定に基づき、判決を行い、裁決書を作成すること。
- 29 審査請求規則第十六条の規定に基づき、任命権者に対し、是正の指示をすること。
- 30 審査請求規則第十八条第一項の規定に基づき、再審査請求の受理又は却下の決定をすること。
- 31 審査請求規則第十九条の規定に基づき、職権による再審を行うこと。
- 32 審査請求規則第二十一条第一項の規定に基づき、再審の結果必要な措置を執ること。
- 33 審査請求規則第二十四条の規定に基づき、処分についての審査請求の手續及び審査の結果執るべき措置に關し必要な事項を定めること。
- 34 勤務条件に關する措置の要求に關する規則(埼玉県人事委員会規則一一二。以下「措置要求規則」という。)第三条第一項の規定に基づき、措置の要求を受理すべきかどうかを決定すること。
- 35 措置要求規則第三条第二項の規定に基づき、措置要求書の補正を命じ、又は職権により輕微な補正をすること。
-

-
- 36 措置要求規則第三条第三項の規定に基づき、関係当事者に対して交渉の勧奨をすること。
- 37 措置要求規則第四条第一項の規定に基づき、関係当事者を喚問しその陳述を求め、書類又はその写しの提出を求めること。
- 38 措置要求規則第四条第二項の規定に基づき、口頭審理を行うこと。
- 39 措置要求規則第四条第三項の規定に基づき、関係当事者問をあっせんすること。
- 40 措置要求規則第六条の規定に基づき、事案の審査を打ち切ること。
- 41 措置要求規則第七条の規定に基づき、判定を行うこと。
- 42 措置要求規則第八条の規定に基づき、勧告すること。
- 43 措置要求規則第九条の規定に基づき、措置の要求の審査の手續に關し必要な事項を定めること。
- 44 苦情相談規則第八条の規定に基づき、規則の実施に關し必要な事項を定めること。
- 45 職員の退職手当に關する条例(昭和三十八年条例第十八号。以下「退職手当条例」という。)(第二十一条第一項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について調査審議すること。
- 46 退職手当条例第二十一条第三項の規定に基づき、口頭で意見を述べる機会を与えることに関すること。
- 47 退職手当条例第二十一条第四項の規定に基づき、書面又は資料の提出、陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすること。
- 48 退職手当条例第二十一条第五項の規定に基づき、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めること。
-

<p>五 労働基準監督機関の職権行使に関する事務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「労基法」という。）第十八条第六項の規定に基づき、貯蓄金の管理を中止すべきことを命ずること。 2 労働基準法第二十条第三項の規定に基づき、事業の継続が不可能となった事由又は職員を解雇する事由を認定すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 労基法第三十二条第一項の規定に基づき、災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の許可をすること。 2 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十二条第二項の規定に基づき、休憩自由利用除外の許可をすること。 3 人事委員会と埼玉労働局との間で締結された協定に基づき、県の行う事業又は事務所についての労基法別表第一の号別区分を埼玉労働局長と協議をし、及び決定をすること。 4 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。）第三十八条第三項の規定に基づき、安衛法第三十七条第一項に規定されるポイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等で、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）の落成検査、変更検査及び使用再開検査の可否の決定をし、並びに安衛法第三十九条第二項の規定に基づき、検査証を交付し、若しくは同条第三項の規定に基づき、検査結果を検査証に裏書をすること。 5 安衛法第四十一条第二項の規定に基づき、特定機械等の性能検査の可否を決定すること。 6 安衛法第八十八条第一項の規定に基づき、特定機械等の設置届、移転届又は変更届を受理すること。
<p>六 職員団体に 関する事務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地公法第五十二条第五項の規定に基づき、職員団体を登録すること。 2 地公法第五十二条第六項の規定に基づき、職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すこと。 3 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号。以下「法人格付与法」という。）第五条の規定に基づき、職員団体等の規約を認証すること。 4 法人格付与法第六条の規定に基づき、職員団体等の規約の認証を拒否すること。 5 法人格付与法第八条第一項の規定に基づき、職員団 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地公法第五十二条第九項の規定に基づき、職員団体の登録事項の変更届を受理すること。 2 地公法第五十二条第十項の規定に基づき、職員団体の解散届を受理すること。 3 法人格付与法第三条第一項の規定に基づき、職員団体が法人となる旨の申出を受理すること。 4 法人格付与法第七条の規定に基づき、規約の記載事項の変更に係る届出を受理すること。 5 法人格付与法第十条第一項の規定に基づき、職員団体等に対し、報告等の提出を求めること。 6 法人格付与法第十条第二項の規定に基づき、関係機関

<p>七 職員に関する事務</p>	
<p>1 地公法第十七条の二第三項の規定に基づき、復職をする場合における資格要件、任用手続及び任用の際における身分に必要事項を定めること。</p> <p>2 地公法第十八条ただし書（地公法第二十一条の四第四項又は第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共同又は委託して、競争試験又は選考を行うことを決定すること。</p> <p>3 地公法第二十一条の二第三項の規定に基づき、その定める職員の職について、その職の競争試験又は選考</p>	<p>体等の規約の認証を取り消すこと。</p> <p>6 行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「手続法」という。）第十三条第一項第一号の規定に基づき、職員団体の登録の取消し又は職員団体等の規約の認証の取消しに関する聴聞を行うことを決定すること。</p> <p>7 手続法第十三条第一項第二号の規定に基づき、職員団体の登録の効力の停止に関する弁明の機会の付与を行うこと。</p> <p>8 手続法第十九条第一項の規定に基づき、職員団体の登録の取消し又は職員団体等の規約の取消しに関する聴聞の主宰者を指名すること。</p> <p>9 手続法第二十五条の規定に基づき、職員団体の登録の取消し又は職員団体等の規約の認証の取消しに関する聴聞の主宰者に対し、聴聞の再開を命ずること。</p> <p>10 職員団体の登録の取消しの聴聞の手続に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一一。以下「聴聞規則」という。）第四条の規定に基づき、聴聞における秩序を維持するために必要な措置を執ること。</p> <p>11 聴聞規則第五条の規定に基づき、地方公共団体の当局、その他事案に係のある者を喚問しその陳述を求め、書類又はその写しの提出を求めること。</p> <p>12 聴聞規則第八条の規定に基づき、登録の取消しの聴聞の手続に必要事項を定めること。</p>
<p>1 地公法第二十二条第三項の規定に基づき、臨時的任用をされる者の資格要件を定めること。</p> <p>2 地公法第二十一条第四項の規定に基づき、臨時的任用を取り消すこと。</p> <p>3 任用規則第三条第三項の規定に基づき、職員（初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の者を除く。）の転任を承認すること。</p> <p>4 任用規則第十条第一項の規定に基づき、採用試験の告示をすること。</p>	<p>に対し、必要な協力を求めること。</p> <p>7 職員団体の登録に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第四十四号。以下「登録条例」という。）第三条の規定に基づき、登録した旨又はしない旨を通知すること。</p> <p>8 登録条例第四条第四項の規定に基づき、職員団体の登録事項の変更をした旨又はしない旨を通知すること。</p> <p>9 職員団体の登録に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一七。以下「登録規則」という。）第二条の規定に基づき、職員団体の登録事項の変更を職員団体登録簿に登録すること。</p> <p>10 登録規則第七条第二項の規定に基づき、職員団体が法人となる旨の申出の受理証明書を交付すること。</p>

に相当する国又は他の地方公共団体の競争試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすこと。

4 職員（初任給規則第十條第一項第一号に掲げる職務の級の者に限る。）の転任を承認すること。

5 任用規則第四條第一項の規定に基づき、同条同項に掲げる採用試験の区分以外の試験区分を置くこと。

6 任用規則第五條ただし書の規定に基づき、同規則別表第二の試験職種欄に掲げるもの以外の試験職種を置くこと。

7 任用規則第六條第一項の規定に基づき、採用試験の試験種目を定めること。

8 任用規則第八條第一項の規定に基づき、採用試験の受験資格を定めること。

9 任用規則第八條第三項ただし書の規定に基づき、日本国籍を有しない者が採用試験を受けることができる職種を定めること。

10 任用規則第十二條第一項又は第二十一條の七第一項の規定に基づき、試験の合格者を決定すること。

11 任用規則第十三條の規定に基づき、委任を決定すること。

12 任用規則第十五條又は第二十一條の十の規定に基づき、職員（初任給規則第十條第一項第一号に掲げる職務の級の者に限る。）の選考を行うこと。

13 任用規則第十八條又は第二十一條の十二の規定に基づき、選考を受けることができる者の資格要件（重要又は異例なものに限る。）を定めること。

14 任用規則第二十一條の三の規定に基づき、昇任試験の試験種目、出題分野及び受験資格を定めること。

5 任用規則第十一條又は第二十一條の六の規定に基づき、試験の広報及びその方法の決定（重要又は異例なものに限る。）をすること。

6 任用規則第二十一條の八第二項の規定に基づき、受験資格を定める場合の協議に応ずること。

7 任用規則第十四條又は第二十一條の九の規定に基づき、試験の実施に関し必要な事項（実施事務要領の決定を除く。）を別に定めること。

8 任用規則第十五條又は第二十一條の十の規定に基づき、職員（初任給規則第十條第一項第一号に掲げる職務の級の者及び任用規則第十七條第一項ただし書の規定に基づき、採用を希望する者のうち、あらかじめ選考を行ったものを除く。）の選考を行うこと。

9 任用規則第十五條第二号から第五号までの規定に基づき、選考により採用することができる職の承認をすること。

10 任用規則第二十一條の十第三号の規定に基づき、選考により昇任させる職の承認をすること。

11 任用規則第十七條第一項ただし書又は第二十一條の十一第一項ただし書の規定に基づき、採用又は昇任を希望する者について、あらかじめ選考を行うこと。

12 任用規則第十七條第三項又は第二十一條の十一第二項の規定に基づき、選考の方法を定めること。

13 任用規則第十八條又は第二十一條の十二の規定に基づき、選考を受けることができる者の資格要件（重要又は異例なものを除く。）を定めること。

14 任用規則第二十條第三項又は第二十一條の十四第三項の規定に基づき、選考の資格要件を定める場合の協議に応ずること。

15 任用規則第二十一條又は第二十一條の十五の規定に基づき、選考の実施に関し必要な事項（実施事務要領の決定を除く。）を別に定めること。

- 15 任用規則第二十二條第一項の規定に基づき、任用候補者名簿を作成すること。
- 16 任用規則第二十四條第一項の規定に基づき、新旧両名簿を統合した任用候補者名簿を作成すること。
- 17 任用規則第二十九條第一項第二号の規定に基づき、任用候補者名簿を失効させること。
- 18 地方公共団体の一般職の任期付職員を採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。以下「任期付職員法」という。）第三條第三項の規定に基づき、特定任期付職員（任期付職員条例第四條第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の採用の承認をすること。
- 19 任期付職員法第三條第二項の規定に基づき、一般任期付職員（任期付職員規則第六條第一項に規定する一般任期付職員をいう。以下同じ。）（初任給規則第十條第一項第一号に掲げる職務の級の者に限る。）の採用の承認をすること。
- 20 任期付職員法第七條第二項の規定に基づき、特定任期付職員の任期の更新の承認をすること。
- 21 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号。以下「任期付研究員法」という。）第三條第二項の規定に基づき、任期を定めた採用の承認をすること。
- 22 任期付研究員法第四條第二項の規定に基づき、任期の特例の承認をすること。

- 16 任用規則第二十五條の規定に基づき、任用候補者を任用候補者名簿から削除すること。
- 17 任用規則第二十六條の規定に基づき、任用候補者名簿から削除された任用候補者を当該名簿に復活すること。
- 18 任用規則第二十九條第一項第一号の規定に基づき、任用候補者名簿を失効させること。
- 19 任用規則第三十一條の規定に基づき、名簿を提示すること。
- 20 任用規則第三十三條の規定に基づき、任用候補者の提示を延期すること。
- 21 任用規則第三十四條第二項の規定に基づき、一の任用候補者を二以上の任命権者に重複して提示しないことを決定すること。
- 22 任用規則第四十三條の規定に基づき、本規則の実施に関し必要な事項を定めること。
- 23 職員の任用に関する規則様式集を定めること。
- 24 採用試験に関する委員等設置規程（昭和六十二年埼玉県人事委員会訓令第一号）第二條から第六條までの規定に基づき、同規程第一條に定める委員等の委嘱又は任命をすること。
- 25 人事記録に関する規則（埼玉県人事委員会規則二四。以下「人事記録規則」という。）第三條第二項ただし書の規定に基づき、任命権者が勤務記録カードを別の様式に定めることを承認すること。
- 26 人事記録規則第五條の規定に基づき、人事記録を任命権者に請求、受理すること。
- 27 派遣条例第三條第二項又は第三項の規定に基づき、派遣期間の更新等をする場合の協議に応ずること。
- 28 任期付職員法第三條第三項の規定に基づき、一般任期付職員（初任給規則第十條第一号に掲げる職務の級の者を除く。）の採用の承認をすること。

<p>八 勤務延長及び再任用に関する事務</p>	<p>1 定年制条例第四条第二項の規定に基づき、定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で勤務延長した期限又は同条同項の規定により延長された期限が到来する職員（初任給規則第十条第一号に掲げる職務の級の者又は教育長の職にある者に限る。）を引き続き勤務延長する場合の承認をすること。</p> <p>2 職員の定年等に関する規則（埼玉県人事委員会規則九一。以下「定年制規則」という。）第二条第二項の規定に基づき、勤務延長職員（初任給規則第十条第一号に掲げる職務の級の者に限る。）を特別の事情により異動させる場合の承認をすること。</p>	<p>29 任期付職員法第七条第三項の規定に基づき、一般任期付職員の任期の更新の承認をすること。</p> <p>30 任期付職員法第八条第三項の規定に基づき、特定任期付職員又は一般任期付職員の他の職への任用の承認をすること。</p> <p>31 任期付職員規則第九条の規定に基づき、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めること。</p> <p>32 任期付研究員法第三条第四項の規定に基づき、採用計画を作成しようとするときの協議に応ずること。</p> <p>33 任期付研究員法第四条第三項の規定に基づき、任期の特例の承認をすること。</p> <p>34 任期付研究員規則第二条の規定に基づき、異動の承認をすること。</p> <p>35 任期付研究員規則第十三条の規定に基づき、任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関し必要な事項を定めること。</p> <p>1 定年制条例第四条第二項の規定に基づき、定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で勤務延長した期限又は同条同項の規定により延長された期限が到来する職員（初任給規則第十条第一号に掲げる職務の級の者及び教育長の職にある者を除く。）を引き続き勤務延長する場合の承認をすること。</p> <p>2 定年制規則第二条第二項の規定に基づき、勤務延長職員（初任給規則第十条第一号に掲げる職務の級の者を除く。）を特別の事情により異動させる場合の承認をすること。</p> <p>3 定年制規則第九条の規定に基づき、職員の定年等の実施に関し必要な事項を定めること。</p>
--------------------------	---	---

別表第四課長専決事項の欄14ト中「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同欄15中「第十九条」の下に「第一項」を、「又は」の下に「同条第三項の規定に基づき」を加え、同欄30中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同欄31中「第十条」を「第九条」に改める。

別表第四任用審査課長専決事項の欄1中「第十一条」の下に「又は第二十一条の六」を加え、同欄2中「第十二条第一項ただし書」の下に「又は第二十一条の七第一項ただし書」を加え、「同条同項本文」を「任用規則第十二条第一項本文又は第二十一条の七第一項本文」に、「及び」を「又は」に改め、同欄3中「第十二項第二項」の下に「又は第二十一条の七第二項」を加え、同欄4中「及び第二十一条」を「第二十一条、第二十一条の九又は第二十一条の十五」に、「及び選考」を「又は選考」に改め、同欄8中「第四十一条第三項」を「第四十一条第三号」に改め、同欄9中「の決定を」を「を決定」に改め、同欄12中「の受理を」を「を受理」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（用語の意義）」に改める。

第十一条第十五号を第十七号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 たな卸表

第十一条第十五号の次に次の一号を加える

十六 補填財源明細表

第三十八条第八号を次のように改める。

八 保険料

第三十八条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 郵便切手、郵便葉書、収入印紙及び収入証紙

第九十条第二号中「ハ 特許権」を「ハ 電話加入権」に、「ニ 施設利用権」を「リース資産」に改め、同条同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。
へ ソフトウェア仮勘定

第九十条第三号中「ロ 出資金」を「ロ 長期貸付金」に、「ハ 長期貸付金」を「ハ 貸倒引当金」に、「ニ 基金」を「ニ 出資金」に改め、へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 長期前払消費税

第一百三条に次の一号を加える。

四 管理者が認めた建物の一部貸付 管理者が特に認めた年数

第一百十六条第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える

十一 権利義務の譲渡等の禁止

十二 天災その他やむを得ない理由による履行の延長

十三 契約の解除等

十四 契約の履行の届出（第二百二十四条ただし書の場合を除く。）
第一百八条に次の一項を加える。

3 契約保証金を還付するときは、利子を付さない。
第二百五十二条を次のように改める。

第五十二条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が、自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によることとする。

第六十一条に次の一項を加える。

2 前項の支出負担行為決議書には、所属年度、金額、予算科目、予算差引その他必要と認められる事項を記載し、かつ、必要と認められる参考資料を添付しなければならぬ。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 課長は、予算に定められた継続費又は法第二十六条第一項若しくは同条第二項ただし書の規定により支出予算について翌年度に繰り越し、又は事故のため翌事業年度に繰り越して使用する必要があると認めるときは、二月末日までに繰越見込調書を作成して所管の部長を経て、局長に送付しなければならない。

2 局長は、前項の繰越見込調書の送付を受けたときは、継続費にあつては継続費繰越計算調書を、その他の支出予算の繰越しについては、繰越計算調書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

第六九条中「課長」を「副課長」に改める。

第七十五条の見出しを「（現金出納検査）」に改める。

別表第一を次のように改める。

勘定科目表

損益

(1) 収益

款	項	目	節	備考
病院事業収益	医業収益	入院収益		医業活動に係る収益 入院医療に係る収益
		外来収益		外来医療に係る収益
		その他医業収益		
			室料差額収益	上級室使用に係る室料差額の収益
			公衆衛生活動収益	各種の集団健康診断・予防接種等の公衆衛生活動に係る収益
			医療相談収益	人間ドック等個別的健康診断に係る収益
			受託検査施設利用 収益	受託検査料収入、医療設備又は器械を他の医療機関に利用させた場合等の収益
			その他医業収益	消毒料、洗たく料、文書料等前記の科目に属さない収益
	医業外収益			金融及び財務活動に伴う収益、その他の主た

		<p>受取利息配当金</p> <p>他会計補助金 補助金 負担金交付金 消費税及び地方消 費税還付金 長期前受金戻入</p>	<p>預金利息</p> <p>基金利息 有価証券利息 配当金</p> <p>受贈財産評価額長 期前受金戻入 寄附金長期前受金 戻入</p>	<p>る医業活動以外の原因から生ずる収益 預貯金の利息等</p> <p>地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令 第73号。以下「則」という。）第21条第2項 又は第3項の規定により償却した長期前受金 の額のうち医業外収益として整理するもの</p>
--	--	--	---	---

	特別利益	補助金長期前受金 戻入 国庫補助金長期前 受金戻入 他会計補助金長期 前受金戻入 他会計負担金長期 前受金戻入 その他医業外収益 有価証券売却収益 不用品売却収益 その他医業外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	当年度の経常的収益から除外すべき収益 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時 の帳簿価額を超える金額 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有す るもの
--	------	---	--

(2) 費用

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	給与費	給料 手当 報酬 賃金 退職給付費 賞与引当金繰入額 法定福利費 その他引当金繰入額	常勤の職員の本給 常勤の職員の扶養、期末、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当 臨時又は非常勤の顧問、参与、嘱託員等に対する報酬 臨時の職員の報酬、賃金 退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額 賞与引当金として計上するための繰入額

材料費

薬品費

投薬用薬品、注射用薬品（血液、プラズマを含む。）、その他薬品の費用

診療材料費

1 診療用材料として直接消費されるもの。例えば、レントゲンフィルム、歯科用の材料、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、脱脂綿、縫合糸、氷等の費用

2 診療用具（患者の用に供するものを含む。）等であって、1年以内に消費するもの。例えば、注射針、注射筒、ゴム管、薬瓶、試験管、シャーレ、体温計、氷枕等の費用

3 半減期が1年未満の放射性同位元素の費用

給食材料費

1 患者給食のため消費する食品の費用

2 患者給食用具等であって、1年以内に消耗するもの。例えば、泡立器、ざる、たわし、食器、食品用洗剤等の費用

医療消耗備品費

診療用具（患者の用に供するものを含む。）、患者給食用具等であって、減価償却を必要と

経費

厚生福利費

しないもののうち1年を超えて使用できるもの。例えば、聴診器、血圧計、鉗（かん）子（し）、鉤（こう）類（るい）、食（しょく）罐（かん）、なべ、自動天びん等の費用

職員及びその家族に対する法定外福利費

1 診療、健康診断、予防接種等に要する費用

2 各種のレクリエーション、文化活動等に要する費用

3 食堂、売店等を利用した場合における事業主負担額

4 慶弔禍福に際し、一定の基準により支給される金品、記念品に供与される飲食、金品代等の費用

賃金

臨時職員の賃金

報償費

報酬金・賞賜金等

旅費交通費

業務のための出張旅費（研修に属するものを除く。）等の費用

交際費

職員被服費

消耗品費

消耗備品費

光熱水費

燃料費

食糧費

印刷製本費

修繕費

職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣等の費用

事務用、管理用等に使用するものであって、1年以内に消耗するもの。例えば、帳簿、諸用紙、ペン先、印肉、ゴム印等の事務用品、タイプ活字、電球、洗剤、掃除用品等の費用
事務用、管理用の用具等で、1年を超えて使用できるものであっても減価償却を必要としないものの費用

電気料、ガス料、水道料等

石炭、重油、ガソリン、プロパンガス、まき等の費用

固定資産等の維持のための補修、工作及び修繕材料の購入に必要な費用。ただし、固定資産の価値が増加するような改良拡張費は、当該固定資産勘定に含める。

	保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険等の保険料
	賃借料	土地、建物の賃借料、設備機械の使用料等
	委託料	委託した業務の対価として支払われる費用 (検査委託費、歯科技工委託費、洗たく委託費等)
	通信運搬費	電信料、電話料、郵便料、搬送料等
	負担金、補助及び 交付金	
	諸会費	各種団体等に対する会費
	公課費	
	修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
	特別修繕引当金繰 入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
	雑費	前記の科目に属さない費用。ただし、金額の 大きいものについては、独立した勘定科目を 設けて整理すること。

		その他引当金繰入額	
	減価償却費	建物減価償却費	建物（建物附属設備を含む。）に対する減価償却費
		構築物減価償却費	構築物に対する減価償却費
		器械備品減価償却費	器械備品に対する減価償却費
		車両減価償却費	車両に対する減価償却費
		放射性同位元素減価償却費	放射性同位元素に対する減価償却費
		リース資産減価償却費	リース資産に対する減価償却費
		その他有形固定資産減価償却費	その他有形固定資産に対する減価償却費
		無形固定資産減価償却費	無形固定資産に対する減価償却費
	資産減耗費		

			たな卸資産減耗費	貯蔵品の破損、変質等による減耗損
			固定資産除却費	資産価値のある固定資産の廃棄処分による損失及び撤去費
		研究研修費		
			研究材料費	研究材料（動物、飼料等を含む。）の費用
			謝金	研究、研修のために招へいした講師に対する謝礼金等の費用
			図書費	研究、研修用図書（定期刊行物を含む。）の購入代
			旅費	学会、講習会出席等の旅費又はこれらに対する補助額
			研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会費等で、前記の科目に属さない費用
	医業外費用			
		支払利息及び企業債取扱諸費		企業債、他会計借入金等に対する利息並びに企業債の手数料及び取扱費
			企業債利息	
			長期借入金利息	
			一時借入金利息	

	特別損失	長期前払消費税勘 定償却 雑損失 固定資産売却損 減損損失 災害による損失	その他利息 企業債手数料及び 取扱費 長期前払消費税額 償却 不用品売却原価 その他雑損失	<p>前記の科目に属さない費用。ただし、金額の大きいものについては、独立した勘定科目を設けて整理すること。</p> <p>当年度の経常的費用から除外すべき損失 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 災害による巨額の臨時損失</p>
--	------	--	---	---

		過年度損益修正損 手当等 その他特別損失		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
--	--	----------------------------	--	-------------------------

資産

(1) 固定資産

款	項	目	節	備考
有形固定資産				1単位（1個、1セット、1台など）の取得価額が10万円以上であって、耐用年数が1年以上のもの。（固定資産の取得価額には、手数料、周せん料、搬入費、据付費等、これを取得するために要した費用を含む。）
	土地			
	建物			建物附属設備を含む。
	建物減価償却累計額			
	構築物			煙突、貯水池、門、圍障等建物以外の工作物であって土地に固定されたもの。
	構築物減価償却			

累計額

器械備品

器械備品減価償

却累計額

車両

車両減価償却累

計額

放射性同位元素

放射性同位元素

減価償却累計額

リース資産

リース資産減価

償却累計額

建設仮勘定

その他有形固定

資産

その他の有形固

機械器具、じゅう器等

自動車、船舶など

診療用の放射性同位元素

有形固定資産（建設仮勘定を除く）に係るフ
ァイナンス・リース取引におけるリース資産

有形固定資産の建設又は改良のため支出した
工事費（前払金を含む。）

上記以外の有形固定資産

<p>無形固定資産</p>	<p>定資産減価償却 累計額</p> <p>借地権</p> <p>地上権</p> <p>電話加入権</p> <p>リース資産</p> <p>ソフトウェア</p> <p>ソフトウェア仮 勘定</p> <p>その他無形固定 資産</p>			<p>電話債権は、その他投資に含める。</p> <p>無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産</p>
<p>投資その他の資産</p>	<p>投資有価証券</p> <p>長期貸付金</p> <p>貸倒引当金</p> <p>出資金</p>			

	基金 長期前払消費税 破産更生債権等 貸倒引当金 その他投資			約定どおりの納付がない未収金、住居不明等の患者に対する未収金、その他これらに準ずる債権であって、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなもの 破産更生債権等の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
--	--	--	--	--

(2) 流動資産

款	項	目	節	備考
現金預金	現金 預金			
未収金	医業未収金 医業外未収金	未収消費税及び地方消費税還付金		医業収益に対する未収額 医業外収益に対する未収額

		その他医業外未収金	
	その他未収金		上記以外の未収額
	貸倒引当金		未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
有価証券			国債、地方債、株式、社債等随時現金化できる有価証券で、一時的に所有するもの。ただし、1年を超えて所有するものは含めない。
貯蔵品	薬品		薬品のたな卸高
	診療材料		診療材料のたな卸高
	給食材料		給食材料のたな卸高
	医療消耗備品		医療消耗備品のたな卸高
	消耗備品		消耗備品のたな卸高
	燃料		重油、石炭、炭等燃料のたな卸高
	その他貯蔵品		上記以外のたな卸資産
短期貸付金	一般貸付金		
	他会計貸付金		

前払費用	職員貸付金			
	前払保険料			
前払金	その他前払費用			たな卸資産等の購入手付金及び修繕工事の予納金として前渡した金額その他これに類するもの
	前払消費税及び地方消費税			
	その他前払金			
未収収益				一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの
貸倒引当金				未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税			

	その他流動資産			
--	---------	--	--	--

(3) 繰延資産

款	項	目	節	備考
災害による損失				

負債

(1) 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債			建設改良費（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）

	その他の企業債			建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
リース債務				ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金			将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）

その他固定負債	その他引当金			
---------	--------	--	--	--

(2) 流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金				
企業債	建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債			1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の 財源に充てるために発行する企業債
	その他の企業債			1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以 外の財源に充てるために発行する企業債
他会計借入金	建設改良費等の 財源に充てるた めの長期借入金			1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の 財源に充てるために発行する借入金
	その他の長期借 入金			1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以 外の財源に充てるために発行する借入金
リース債務				1年以内に支払期限の到来するファイナンス・

未払金	医業未払金 医業外未払金 その他未払金	未払消費税及び地 方消費税 その他医業外未払 金	リース取引におけるリース債務 通常の取引に基づいて発生した医業費用の未 払額 償却資産等に対する未払額（たな卸資産の未 払金を含む。） 未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役 務の提供を受ける場合、すでに提供を受けた 役務の対価の未払額
未払費用			
前受金	医業前受金 医業外前受金 その他前受金		
前受収益			前受利息、前受賃貸借料等の一定の契約に従

引当金	賞与引当金			い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額
	修繕引当金			翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	特別修繕引当金			病院等の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
	その他引当金			数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
その他流動負債	預り金			
	仮受消費税及び			
	地方消費税			
	受託金	工事受託金		

	その他流動負債	委託受託金		
--	---------	-------	--	--

(3) 繰延収益

款	項	目	節	備考
受贈財産評価 額長期前受金				
受贈財産評価 額長期前受金				
収益化累計額				
寄附金長期前 受金				
寄附金長期前 受金収益化累 計額				
補助金長期前 受金				
補助金長期前 受金収益化累				

計額				
国庫補助金長期前受金				
国庫補助金長期前受金収益化累計額				
他会計補助金長期前受金				
他会計補助金長期前受金収益化累計額				
他会計負担金長期前受金				
他会計負担金長期前受金収益化累計額				

資本

(1) 資本金

款	項	目	節	備考
資本金				

(2) 剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 補助金 国庫補助金 その他資本剰余金	他会計補助金 他会計負担金 その他資本剰余金		
利益剰余金	減債積立金			

	利益積立金 その他積立金 当年度未処分利 益剰余金（又は 当年度未処理欠 損金）	繰越利益剰余金 年度末残高（又は 繰越欠損金年度 末残高） 当年度純利益（又 は当年度純損失）		
--	---	--	--	--

整理勘定

款	項	目	節	備考
---	---	---	---	----

本庁勘定				
病院勘定				

別記の欄中

1 9	現金出納簿	11、41	
--------	-------	-------	--

の下に、

1 9 の 2	補填財源明細表	11	
------------------	---------	----	--

を加える。

様式第十九号を様式第十九号(1)とし、様式第十九号(1)の次に次の様式を加える。

様式19号(2)

補填財源明細表

(年度推移)

			〇〇年度	〇〇年度
3 条	収益的収入(a)			
	収益的支出(b)			
	損益勘定留保資金			
	損益(a-b)			
補 て ん 可 能 額	損益勘定 留保資金	当年度		
		過年度		
		貯蔵品入超		
	消費税資本的 収支調整額	当年度		
		過年度		
	繰越工事資金			
	その他			
	利益剰余金	減債積立金		
		建設改良積立金		
		当年度純損益		
		繰越利益剰余金		
合計				
4 条	資本的収入(c)			
	資本的支出(d)			
	収支差引(c-d)			
補 て ん 使	損益勘定 留保資金	当年度		
		過年度		
	消費税資本的 収支調整額	当年度		
		過年度		
	繰越工事資金			
	その他			
	利益剰余金	減債積立金		
		建設改良積立金		

用		当年度純損益		
		繰越利益剰余金		
額	合 計			
不 足 額				
未 使 用 補 て ん 財 源	損益勘定	当年度		
	留保資金	過年度		
	消費税資本的	当年度		
	収支調整額	過年度		
	繰越工事資金			
	そ の 他			
	利益剰余金	減債積立金		
		建設改良積立金		
		当年度純損益		
		繰越利益剰余金		
合 計 (e)				

使 途 特 定	退職給付引当金		
	修繕引当金		
	貯 蔵 品		
	小 計 (f)		

流 動 資 産		
流 動 負 債		
差 引 (g)		

貯 蔵 品	庫 出 額		
	庫 入 額 (A-B)		
	当年度累計額 A		
	前年度末残額 B		

現 金 不	減価償却費		
	資産減耗費		
	繰延勘定償却		

支	その他		
出	合計		

平成 年度 補填財源明細表

(病院別)

		病院事業 計	循環器・呼 吸器病 センター	がん センター	小児医 療センタ ー	精神医 療センタ ー	
3 条	収益的収入 (a) 税抜						
	収益的支出 (b) 税抜						
	(損益勘定留保資金)						
	損 益 (a-b) 税抜						
	損益勘定 留保資金	当年度					
		過年度					
		貯蔵品出庫超					
	消費税資本的 収支調整額	当年度					
		過年度					
	繰越工事資金						
	そ の 他						
	利益剰余金	減債積立金					
		建設改良積立 金					
		当年度純損益					
繰越利益剰余 金							
合 計							
4 条	資本的収入 (c) 税込						
	資本的支出 (d) 税込						
	収支差引 (c-d)						
補 て ん 使 用 額	損益勘定	当年度					
	留保資金	過年度					
	消費税資本的	当年度					

	収支調整額	過年度					
	繰越工事資金						
	そ の 他						
	利益剰余金	減債積立金					
		建設改良積立 金					
		当年度純損益					
		繰越利益剰余 金					
	合 計						
	不 足 額						
未 使 用 補 て ん 財 源	損益勘定	当年度					
	留保資金	過年度					
	消費税資本的	当年度					
	収支調整額	過年度					
	繰越工事資金						
	そ の 他						
	利益剰余金	減債積立金					
		建設改良積立 金					
		当年度純損益					
		繰越利益剰余 金					
合 計 (e)							

使 途 特 定	退職給付引当金					
	修繕引当金					
	貯 蔵 品					
	合 計 (f)					

流 動 資 産					
流 動 負 債					

差 引 (g)					
---------	--	--	--	--	--

貯 蔵 品	庫出額				
	庫入額 A				
	当年度累計額 B=A+C				
	前年度末残額 C				

現 金 不 支 出	減価償却費				
	資産減耗費(実費除く)				
	繰延勘定償却				
	固定資産売却損				
	合 計				

附 則

(施行期日)

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第九号

埼玉県病院事業管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理規程（平成十四年病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第八条中「連帯保証人」を「保証人」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

誓 約 書

埼玉県立 様

私は、入院した上は、次のとおり誓約します。

- 1 貴院の規則、入院者心得、指示等を厳守します。
- 2 料金は遅滞なく納入します。

年 月 日

本人住所

電話

氏 名

印

（注）

保護者住所

電話

氏 名

印

私は、上記の者が貴院に入院した上は、次のとおり保証します。

- 1 本人の身元に関する一切のことを引き受け、貴院に迷惑をかけません。
- 2 本人が退院を命ぜられた場合は、指定の期日までに必ず退院させます。
- 3 入院料その他の諸料金について、本人が納入しない場合は、誠実に対応します。

年 月 日

保証人住所

電話

氏 名

印

本人との関係

（注）本人が未成年のときは、「保護者」欄の記入をすること。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百三十三号

埼玉県議会平成二十八年二月定例会において議決された平成二十七年埼玉県一般会計補正予算（第五号）、平成二十七年埼玉県一般会計補正予算（第六号）、平成二十七年埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、平成二十七年埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、平成二十七年埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十七年埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十七年埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十七年埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十七年埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十七年埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十七年埼玉県病院事業会計補正予算（第一号）、平成二十七年埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、平成二十七年埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第二号）、平成二十七年埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）、平成二十七年埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成27年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）

平成27年度埼玉県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,779,126千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,838,397,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		165,714,285	5,123,457	170,837,742
	2 国庫補助金	39,452,641	5,123,457	44,576,098
13 繰越金		557,144	2,522	559,666
	1 繰越金	557,144	2,522	559,666
14 諸収入		36,798,468	1,147	36,799,615
	7 雑入	11,512,485	1,147	11,513,632
15 県債		277,249,000	652,000	277,901,000
	1 県債	277,249,000	652,000	277,901,000
歳入	合計	1,832,617,949	5,779,126	1,838,397,075

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		94,905,101	638,480	95,543,581
	2 企画費	3,925,667	587,520	4,513,187
	3 県民費	8,778,675	960	8,779,635
	6 市町村振興費	5,368,465	50,000	5,418,465
3 民生費		317,015,239	4,508,780	321,524,019
	1 社会福祉費	239,421,763	1,136,512	240,558,275
	2 児童福祉費	65,792,751	3,372,268	69,165,019
4 衛生費		65,978,532	225,000	66,203,532
	4 医薬費	15,723,946	225,000	15,948,946
5 労働費		6,232,621	49,206	6,281,827
	1 労政費	2,332,533	49,206	2,381,739
6 農林水産業費		22,768,429	216,373	22,984,802
	1 農業費	9,697,420	194,509	9,891,929
	3 畜産業費	1,367,259	21,864	1,389,123

7 商 工 費		15,917,698	130,687	16,048,385
	1 商 工 業 費	15,797,507	19,186	15,816,693
	2 觀 光 費	120,191	111,501	231,692
8 土 木 費		111,870,006	10,600	111,880,606
	5 住 宅 費	1,697,616	10,600	1,708,216
歲 出 合 計		1,832,617,949	5,779,126	1,838,397,075

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	総合行政推進費	39,520
		電子県庁推進費	548,000
	3 県民費	女性チャレンジ総合支援事業費	960
	6 市町村振興費	地域づくり推進事業費	50,000
3 民生費	1 社会福祉費	心身障害児(者) 援護施設等整備助成費	1,136,512
4 衛生費	4 医薬費	医師確保対策費	225,000
5 労働費	1 労政費	中小企業高度人材支援事業費	49,206
6 農林水産業費	1 農業費	農山村活性化対策事業費	40,593
		経営体育成条件整備費	64,557
		彩の国農産物地産地消推進費	11,915
		海外新規販路対策事業費	8,133

		埼玉園芸生産力強化支援費	46,405
		米麦産地育成対策費	22,906
	3 畜産業費	畜産経営改善対策費	21,864
7 商工費	1 商工業費	次世代産業支援費	19,186
	2 観光費	彩の国観光振興推進費	111,501
8 土木費	5 住宅費	中古住宅流通促進事業費	10,600

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
自治体情報セキュリティクラウド整備事業	274,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児(者)援護施設等整備事業	967,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,345,000		(補正前に同じ。)	

平成27年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）

平成27年度埼玉県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,473,341千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,815,923,734千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		710,000,000	37,100,000	747,100,000
	1 県 民 税	325,251,000	12,212,000	337,463,000
	2 事 業 税	121,741,000	3,385,000	125,126,000
	3 地 方 消 費 税	98,974,000	19,012,000	117,986,000
	4 不 動 産 取 得 税	16,590,000	1,201,000	17,791,000
	7 自 動 車 取 得 税	6,139,997	1,290,000	7,429,997
2 地方消費税清算金		208,319,000	20,073,000	228,392,000
	1 地方消費税清算金	208,319,000	20,073,000	228,392,000
3 地方譲与税		112,954,000	△3,112,000	109,842,000
	1 地方法人特別譲与税	108,815,000	△3,112,000	105,703,000
4 地方特例交付金		3,559,000	43,667	3,602,667
	1 地方特例交付金	3,559,000	43,667	3,602,667
5 地方交付税		182,900,000	20,802,554	203,702,554
	1 地方交付税	182,900,000	20,802,554	203,702,554

7 分担金及び負担金		3,010,861	△413,737	2,597,124
	1 分担金	116,620	△29,142	87,478
	2 負担金	2,894,241	△384,595	2,509,646
8 使用料及び手数料		24,382,289	△95,048	24,287,241
	1 使用料	13,588,541	14,269	13,602,810
	2 手数料	10,793,748	△109,317	10,684,431
9 国庫支出金		170,837,742	△10,626,357	160,211,385
	1 国庫負担金	120,181,213	△2,192,443	117,988,770
	2 国庫補助金	44,576,098	△7,594,329	36,981,769
	3 委託金	6,080,431	△839,585	5,240,846
10 財産収入		9,794,029	1,820,848	11,614,877
	1 財産運用収入	7,110,598	△124,438	6,986,160
	2 財産売却収入	2,683,431	1,945,286	4,628,717
11 寄附金		123,384	49,609	172,993
	1 寄附金	123,384	49,609	172,993
12 繰入金		95,303,489	△67,755,611	27,547,878
	1 特別会計繰入金	4,276,661	13,044	4,289,705

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	91,026,828	△67,768,655	23,258,173
13 繰越金		559,666	5,440,137	5,999,803
	1 繰越金	559,666	5,440,137	5,999,803
14 諸収入		36,799,615	5,466,597	42,266,212
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,173,776	△3,282	2,170,494
	2 預金利子	34,000	26,000	60,000
	3 貸付金元利収入	4,957,264	△121,545	4,835,719
	4 受託事業収入	3,854,190	△1,021,599	2,832,591
	5 収益事業収入	14,217,753	6,093,638	20,311,391
	7 雑収入	11,513,632	493,385	12,007,017
15 県債		277,901,000	△31,267,000	246,634,000
	1 県債	277,901,000	△31,267,000	246,634,000
歳入	合計	1,838,397,075	△22,473,341	1,815,923,734

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,183,545	△46,644	3,136,901
	1 議会費	3,183,545	△46,644	3,136,901
2 総務費		95,543,581	△7,023,227	88,520,354
	1 総務管理費	23,067,546	△890,159	22,177,387
	2 企画費	4,513,187	△688,605	3,824,582
	3 県民費	8,779,635	△565,834	8,213,801
	4 環境費	11,713,133	△1,192,257	10,520,876
	5 徴税費	27,937,187	△1,829,938	26,107,249
	6 市町村振興費	5,418,465	△457,927	4,960,538
	7 選挙費	3,825,808	△675,713	3,150,095
	8 防災費	6,019,197	△537,427	5,481,770
	9 統計調査費	3,652,027	△170,245	3,481,782
	10 人事委員会費	296,358	△10,855	285,503
11 監査委員費	321,038	△4,267	316,771	

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		321,524,019	△12,537,876	308,986,143
	1 社会福祉費	240,558,275	△10,067,853	230,490,422
	2 児童福祉費	69,165,019	△2,607,248	66,557,771
	3 生活保護費	11,260,236	216,588	11,476,824
	4 災害救助費	540,489	△79,363	461,126
4 衛生費		66,203,532	△8,658,198	57,545,334
	1 公衆衛生費	35,658,800	△7,729,108	27,929,692
	2 環境衛生費	1,284,916	△100,675	1,184,241
	3 保健所費	3,833,208	△119,256	3,713,952
	4 医薬費	15,948,946	△656,732	15,292,214
	5 公営企業支出金	9,477,662	△52,427	9,425,235
5 労働費		6,281,827	456,098	6,737,925
	1 労政費	2,381,739	973,439	3,355,178
	2 職業訓練費	3,738,249	△511,886	3,226,363
	3 労働委員会費	161,839	△5,455	156,384

6 農 林 水 産 業 費		22,984,802	△3,022,024	19,962,778
	1 農 業 費	9,891,929	△1,525,045	8,366,884
	2 蚕糸特産及び水産業費	358,781	△4,515	354,266
	3 畜 産 業 費	1,389,123	△78,664	1,310,459
	4 林 業 費	4,187,065	△407,743	3,779,322
	5 農 地 費	7,157,904	△1,006,057	6,151,847
7 商 工 費		16,048,385	△1,817,746	14,230,639
	1 商 工 業 費	15,816,693	△1,817,746	13,998,947
8 土 木 費		111,880,606	△12,017,543	99,863,063
	1 土 木 管 理 費	11,332,530	△599,015	10,733,515
	2 道 路 橋 り よ う 費	49,777,902	△3,939,047	45,838,855
	3 河 川 費	28,691,313	△4,180,763	24,510,550
	4 都 市 計 画 費	20,370,645	△3,140,033	17,230,612
	5 住 宅 費	1,708,216	△158,685	1,549,531
9 警 察 費		140,816,414	△2,026,963	138,789,451
	1 警 察 管 理 費	130,150,560	△1,828,316	128,322,244
	2 警 察 活 動 費	10,665,854	△198,647	10,467,207

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		536,178,423	△11,307,229	524,871,194
	1 教 育 総 務 費	68,910,228	△5,707,933	63,202,295
	2 小 学 校 費	163,180,647	△971,876	162,208,771
	4 高 等 学 校 費	100,767,955	△1,860,634	98,907,321
	5 特 別 支 援 学 校 費	43,666,288	△1,986,923	41,679,365
	6 大 学 費	2,166,833	△96,250	2,070,583
	7 私 立 学 校 費	51,157,268	△359,554	50,797,714
	8 社 会 教 育 費	4,848,413	△208,633	4,639,780
	9 保 健 体 育 費	1,065,061	△115,426	949,635
11 災 害 復 旧 費		2,905,272	△27,140	2,878,132
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	166,952	△21,468	145,484
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,738,320	△5,672	2,732,648
12 公 債 費		277,335,676	355,487	277,691,163
	1 公 債 費	277,335,676	355,487	277,691,163
13 諸 支 出 金		236,989,555	35,199,664	272,189,219
	1 公 営 企 業 支 出 金	15,243,555	△768,336	14,475,219

	2 地方消費税清算金	94,105,000	18,902,000	113,007,000	
	4 配当割交付金	4,874,000	1,416,000	6,290,000	
	5 株式等譲渡所得割交付金	2,221,000	4,059,000	6,280,000	
	6 地方消費税交付金	106,456,000	10,533,000	116,989,000	
	8 自動車取得税交付金	4,500,000	1,053,000	5,553,000	
	10 利子割精算金	14,000	5,000	19,000	
歳	出	合計	1,838,397,075	△22,473,341	1,815,923,734

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	県立文化施設整備事業費	5,431,885	平成27年度	660,609	5,185,155	平成27年度	413,879
				平成28年度	4,771,276		平成28年度	4,771,276
	4 環境費	環境整備センター埋立事業費(浸出水処理施設増設工事)	775,418	平成26年度	568,534	742,818	平成26年度	568,534
			平成27年度	206,884	平成27年度		174,284	
	8 防災費	県庁舎非常用都市ガス発電機等整備事業費	1,258,854	平成26年度	8,895	1,253,176	平成26年度	8,895
				平成27年度	333,248		平成27年度	327,570
				平成28年度	916,711		平成28年度	916,711
6 農産林業水費	1 農業費	農業技術研究センター施設整備事業費	582,107	平成26年度	140,060	582,107	平成26年度	140,060
				平成27年度	442,047		平成27年度	202,686
							平成28年度	239,361

9 警察費	1 警察管理費	岩 槻 警 察 署 庁 舎 建 設 費	3,459,141	平成27年度	137,728	3,458,911	平成27年度	137,498
				平成28年度	338,410		平成28年度	338,410
				平成29年度	1,738,655		平成29年度	1,738,655
				平成30年度	1,244,348		平成30年度	1,244,348
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音 校舎空調設備設置 費（平成26年度 着工分）	708,295	平成26年度	141,630	679,703	平成26年度	141,630
				平成27年度	566,665		平成27年度	538,073
				平成26年度	398,098		平成26年度	398,098
10 教育費	4 高等学校費	県立学校大規模 改修費（平成26 年度着工分）	1,031,362	平成26年度	398,098	912,159	平成26年度	398,098
				平成27年度	633,264		平成27年度	514,061
				平成26年度	55,466		平成26年度	55,466
10 教育費	8 社会教育費	県立社会教育施設 耐震改修費（平成 26年度着工分）	221,302	平成26年度	55,466	214,149	平成26年度	55,466
				平成27年度	165,836		平成27年度	158,683

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	介護基盤緊急整備等特別対策事業費	123,830
	2 児童福祉費	子育て支援特別対策事業費	16,748
4 衛生費	1 公衆衛生費	衛生研究所費	606,146
6 農林水産業費	1 農業費	農業大学校移転整備事業費	5,000
		農業技術研究センター施設整備事業費	13,002
	4 林業費	森林整備推進事業費	98,154
		水源地域の森づくり事業費	179,646
		里山・平地林再生事業費	51,500
	森林管理道整備事業費	223,483	
		治山事業費	119,029

	5 農 地 費	かんがい排水事業費	252,950
		ほ場整備事業費	60,200
		農地防災事業費	164,700
		農道整備事業費	18,300
		団体営土地改良事業費	32,725
		川のまるごと再生プロジェクト推進費	333,783
		土地改良事業運営等指導促進費	9,000
		道路交通情勢調査費	2,650
		舗装道整備費	960,000
		道路環境整備費	200,000
		災害防除費	593,500
		電線地中化（道路）整備費	155,000
		自転車歩行者道整備費	816,400

款	項	事業名	金額
	2 道路橋りょう費	交差点整備費	527,200
		バリアフリー安全対策費	120,000
		道路安全施設費	230,000
		社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	992,558
		まちなか安心自転車レーン整備費	132,800
		通学路グリーンベルト整備費	61,000
		道路改築費	1,850,003
		橋りょう修繕費	5,011,000
		社会資本整備総合交付金（橋りょう維持）事業費	423,500
		橋りょう架換費	259,000
		社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業費	622,000
		排水機場等維持修繕費	325,000

8 土 木 費	3 河 川 費	河川維持修繕費	69,600
		ダム等施設管理費	16,300
		放置船舶対策費	25,339
		河川改修調査費	4,300
		河川改修費	1,210,814
		市町村治水事業費負担金	27,000
		河川施設震災対策費	40,000
		河川消防水利整備費	6,500
		雨水貯留浸透施設整備事業費	14,400
		川のまるごと再生プロジェクト推進費	900,000
		砂防施設費	281,459
急傾斜地崩壊対策費	144,000		
水防情報システム整備費	57,080		

款	項	事業名	金額
		都市計画調査費	3,300
		社会資本整備総合交付金（区画整理）事業費	215,280
		公共団体区画整理事業県道整備費	18,932
		つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	1,196,476
		市街地再開発促進費補助	70,888
		市街地再開発事業等公共施設管理者負担金	76,180
	4 都 市 計 画 費	街路整備費	798,926
		社会資本整備総合交付金（街路）事業費	960,084
		公園等施設管理費	300,000
		公園等施設整備費	1,263,586
		新たな森建設費	855,722
		埼玉スタジアム2002公園管理運営費	674,006

		埼玉スタジアム2002公園施設整備費	178,173
		社会資本整備総合交付金（公園）事業費	320,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	県立学校体育館整備費	33,512
		県立高等学校防音校舎空調設備設置費	149,739
		教育関係庁舎建物等維持管理費	49,172
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	平成27年発生森林管理道災害復旧費	68,459
		平成27年発生農地・農業用施設災害復旧費	17,647
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	平成27年発生土木施設災害復旧費	23,000

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	埼玉園芸生産力強化支援費	46,405	埼玉園芸生産力強化支援費	1,033,656
	3 畜産業費	畜産経営改善対策費	21,864	畜産経営改善対策費	175,650
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 (維持) 事業費	120,000	社会資本整備総合交付金 (維持) 事業費	458,368
		道路改築事業費	400,000	道路改築事業費	918,333
		社会資本整備総合交付金 (改築) 事業費	501,742	社会資本整備総合交付金 (改築) 事業費	3,618,747
	3 河川費	社会資本整備総合交付金 (河川) 事業費	922,000	社会資本整備総合交付金 (河川) 事業費	3,732,862
		社会資本整備総合交付金 (砂防) 事業費	20,000	社会資本整備総合交付金 (砂防) 事業費	222,000
		社会資本整備総合交付金 (急傾斜地) 事業費	30,000	社会資本整備総合交付金 (急傾斜地) 事業費	141,000

第4表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
平成 2 7 年 度 減 収 補 填 債	8,117,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	52,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	41,000		(補正前に同じ。)	
県有施設整備事業	4,978,000	同上	同上	同上	3,976,000		(同上)	
次世代自動車整備事業	18,000	同上	同上	同上	5,000		(同上)	
身近な緑公有地化事業	57,000	同上	同上	同上	35,000		(同上)	

広域廃棄物埋立 処分場整備事業	546,000	同	上	同	上	同	上	449,000	(同	上)
防災学習センター 施設整備事業	36,000	同	上	同	上	同	上	0		
防災ヘリコプター消防 無線高度化推進事業	790,000	同	上	同	上	同	上	520,000	(補正前に同じ。)	
防災行政無線 高度化推進事業	1,049,000	同	上	同	上	同	上	1,003,000	(同	上)
消防学校施設整備事業	28,000	同	上	同	上	同	上	26,000	(同	上)
発達障害総合支援 センター(仮称) 設備整備事業	23,000	同	上	同	上	同	上	22,000	(同	上)
心身障害児(者)援護 施設等整備事業	1,345,000	同	上	同	上	同	上	746,000	(同	上)
老人福祉施設整備事業	3,136,000	同	上	同	上	同	上	3,125,000	(同	上)
総合リハビリテーション センター設備整備事業	292,000	同	上	同	上	同	上	194,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	384,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	323,000		(補正前に同じ。)	
県民健康福祉村改修事業	11,000	同上	同上	同上	10,000		(同上)	
衛生研究所施設整備事業	1,134,000	同上	同上	同上	943,000		(同上)	
農業大学校移転整備事業	106,000	同上	同上	同上	82,000		(同上)	

農業技術研究センター 施設整備事業	442,000	同	上	同	上	同	上	202,000	(同	上)
家畜保健衛生所 施設整備事業	27,000	同	上	同	上	同	上	21,000	(同	上)
林道事業	246,000	同	上	同	上	同	上	230,000	(同	上)
県単独治山事業	183,000	同	上	同	上	同	上	182,000	(同	上)
治山事業	120,000	同	上	同	上	同	上	106,000	(同	上)
農業基盤整備事業	552,000	同	上	同	上	同	上	452,000	(同	上)
直轄事業(土地改良) 負担金	259,000	同	上	同	上	同	上	223,000	(同	上)
県単独道路建設事業	17,470,000	同	上	同	上	同	上	17,454,000	(同	上)
道路事業	5,903,000	同	上	同	上	同	上	5,444,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独河川改修事業	3,678,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	3,674,000		(補正前に同じ。)	
河川事業	4,109,000	同	同上	同上	3,366,000		(同上)	
砂防事業	580,000	同	同上	同上	392,000		(同上)	
直轄事業負担金	19,747,000	同	同上	同上	15,053,000		(同上)	

県単独街路事業	1,492,000	同	上	同	上	同	上	1,332,000	(同)	上
街路事業	2,331,000	同	上	同	上	同	上	1,484,000	(同)	上
県単独公園事業	2,481,000	同	上	同	上	同	上	2,927,000	(同)	上
公園事業	697,000	同	上	同	上	同	上	385,000	(同)	上
警察署庁舎建設事業	3,521,000	同	上	同	上	同	上	2,514,000	(同)	上
交通安全施設整備事業	933,000	同	上	同	上	同	上	875,000	(同)	上
県立高等学校建設事業	5,610,000	同	上	同	上	同	上	4,425,000	(同)	上
県立特別支援学校 建設事業	3,837,000	同	上	同	上	同	上	2,819,000	(同)	上
社会教育施設整備事業	1,077,000	同	上	同	上	同	上	836,000	(同)	上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公立大学法人埼玉県立 大学施設整備事業	199,000	普通貸借又は証券 発行（他の地方公 共団体との共同発 行を含む。）。た だし、発行価格が 額面金額を下回る ときは、その発行 価格差減額をうめ るため必要な金額 を限度額に加算し た金額とすること ができる。	10%以内。ただ し、利率見直し 方式で借入れ る資金につい て、利率の見直 しを行った後 においては、当 見直し後の利率 とする。	政府資金について はその融通条件に より、銀行その他 の場合はその債権 者と協定した融通 条件による。ただ し、県財政の都合 により据置期間を 短縮し、若しくは 繰上償還又は低利 に借り換えること ができる。	113,000		(補正前に同じ。)	
史跡整備事業	12,000	同	上	同	上	7,000	(同)	上
土木施設災害復旧事業	12,000	同	上	同	上	11,000	(同)	上
都市施設災害復旧事業	894,000	同	上	同	上	508,000	(同)	上

水道用水供給事業 出資	2,937,000	同	上	同	上	同	上	2,261,000	(同)	上
臨時財政対策債	170,000,000	同	上	同	上	同	上	145,154,000	(同)	上

平成27年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

平成27年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,335,570千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ547,245,373千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		286,525,803	4,335,570	290,861,373
	1 一般会計繰入金	188,115,496	4,390,812	192,506,308
	2 特別会計繰入金	1,794,307	△55,242	1,739,065
歳入合計		542,909,803	4,335,570	547,245,373

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		542,909,803	4,335,570	547,245,373
	1 公 債 費	542,909,803	4,335,570	547,245,373
歳 出 合 計		542,909,803	4,335,570	547,245,373

平成27年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

平成27年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ827,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,664,342千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		15,837,209	827,132	16,664,341
	1 証紙収入	15,837,209	827,132	16,664,341
歳入合計		15,837,210	827,132	16,664,342

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		15,829,210	827,132	16,656,342
	1 一般会計繰出金	15,829,210	827,132	16,656,342
歳 出 合 計		15,837,210	827,132	16,664,342

平成27年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ641,066千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,220,667千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		45,409	△778	44,631
	1 財産運用収入	45,409	△778	44,631
2 繰入金		7,500,000	△631,700	6,868,300
	1 基金繰入金	7,500,000	△631,700	6,868,300
4 諸収入		6,316,323	△8,588	6,307,735
	1 貸付金元利収入	6,316,323	△8,588	6,307,735
歳入合計		13,861,733	△641,066	13,220,667

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,861,733	△641,066	13,220,667
	1 市町村振興事業費	13,861,733	△641,066	13,220,667
歳 出 合 計		13,861,733	△641,066	13,220,667

平成27年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ333千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ410,133千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		17,211	△333	16,878
	1 財産運用収入	17,211	△333	16,878
歳入合計		410,466	△333	410,133

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 災害救助事業費		410,466	△333	410,133
	2 基金積立金	17,212	△333	16,879
歳出合計		410,466	△333	410,133

平成27年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,492千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,658千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定収入		22,467	△6,000	16,467
	1 繰入金	30	△30	0
	2 繰越金	1	△1	0
	3 諸収入	22,436	△5,969	16,467

2 就農支援資金業務勘定収入		435	△82	353
	1 繰入金	395	△246	149
	2 繰越金	38	164	202
3 農業改良資金貸付勘定収入		8,538	△1,410	7,128
	1 繰越金	8,538	△1,410	7,128
4 農業改良資金業務勘定収入		1,710	0	1,710
	1 繰入金	1,456	△1,456	0
	2 繰越金	248	1,456	1,704
歳入合計		33,150	△7,492	25,658

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定		22,467	△6,000	16,467
	1 就農支援資金貸付費	22,467	△6,000	16,467
2 就農支援資金業務勘定		435	△82	353
	1 管理指導事務費	425	△82	343
3 農業改良資金貸付勘定		8,538	△1,410	7,128
	1 農業改良資金貸付費	8,538	△1,410	7,128
歳 出 合 計		33,150	△7,492	25,658

平成27年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ625,916千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ456,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		82,343	△1,602	80,741
	1 財産運用収入	82,343	△1,602	80,741
2 繰入金		1,000,248	△624,543	375,705
	1 繰入金	1,000,248	△624,543	375,705
3 繰越金		1	229	230

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	1	229	230
歳入	合計	1,082,593	△625,916	456,677

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		1,082,593	△625,916	456,677
	1 用地事業費	1,082,593	△625,916	456,677
歳出	合計	1,082,593	△625,916	456,677

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 用地事業費	1 用地事業費	用地購入費	112,714

平成27年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ792,055千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,924,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		8,313,001	△182,955	8,130,046
	1 住宅使用料	8,313,001	△182,955	8,130,046

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,820,095	△326,840	1,493,255
	1 国庫補助金	1,820,095	△326,840	1,493,255
3 財産収入		53,967	△469	53,498
	1 財産運用収入	53,967	△469	53,498
4 繰入金		1,813,839	△408,630	1,405,209
	1 繰入金	1,813,839	△408,630	1,405,209
5 繰越金		1	371,288	371,289
	1 繰越金	1	371,288	371,289
6 諸収入		27,593	7,551	35,144
	2 雑収入	26,113	7,551	33,664
7 県債		1,688,000	△252,000	1,436,000
	1 県債	1,688,000	△252,000	1,436,000
歳入合計		13,716,496	△792,055	12,924,441

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		8,977,057	△765,324	8,211,733
	1 住宅管理費	5,321,739	△193,611	5,128,128
	2 住宅建設費	3,655,318	△571,713	3,083,605
2 繰出金		3,994,311	13,519	4,007,830
	1 繰出金	3,994,311	13,519	4,007,830
3 公債費		735,128	△40,250	694,878
	1 公債費	735,128	△40,250	694,878
歳出合計		13,716,496	△792,055	12,924,441

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		平成23年度 公営住宅建設費	4,694,259	平成23年度	308,649	4,625,755	平成23年度	308,649
				平成24年度	2,179,134		平成24年度	2,179,134
				平成25年度	1,541,889		平成25年度	1,541,889
				平成26年度	535,141		平成26年度	535,141
				平成27年度	129,446		平成27年度	60,942
		平成24年度 公営住宅建設費	3,604,243	平成24年度	91,892	3,542,226	平成24年度	91,892
				平成25年度	390,564		平成25年度	390,564
				平成26年度	1,922,950		平成26年度	1,922,950
				平成27年度	1,198,837		平成27年度	1,136,820

1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成 25 年度 公営住宅建設費	1,118,721	平成 25 年度	44,546	1,115,599	平成 25 年度	44,546
				平成 26 年度	77,310		平成 26 年度	77,310
				平成 27 年度	488,024		平成 27 年度	484,902
				平成 28 年度	508,841		平成 28 年度	508,841
		平成 26 年度 公営住宅建設費	2,784,721	平成 26 年度	90,170	2,784,086	平成 26 年度	90,170
				平成 27 年度	668,507		平成 27 年度	667,872
				平成 28 年度	1,832,482		平成 28 年度	1,832,482
				平成 29 年度	193,562		平成 29 年度	193,562
		平成 27 年度 公営住宅建設費	3,542,186	平成 27 年度	185,193	3,450,374	平成 27 年度	93,381
平成 28 年度	1,129,834			平成 28 年度	1,129,834			
平成 29 年度	1,834,309			平成 29 年度	1,834,309			
平成 30 年度	392,850			平成 30 年度	392,850			

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		公営住宅耐震 改修事業費	1,046,490	平成24年度	521,145	1,045,388	平成24年度	521,145
				平成25年度	371,708		平成25年度	371,708
				平成26年度	146,437		平成26年度	146,437
				平成27年度	7,200		平成27年度	6,098
		公営住宅 解体事業費	746,608	平成26年度	133,253	746,606	平成26年度	133,253
				平成27年度	613,355		平成27年度	351,244
							平成28年度	262,109
		平成27年度 公営住宅 解体事業費	172,465	平成27年度	13,459	168,016	平成27年度	9,010
				平成28年度	159,006		平成28年度	159,006

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	借上型県営住宅整備事業費	25,110
		公営住宅エレベーター設置事業費	72,390

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,688,000	普通貸借 又証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,436,000		(補正前に同じ。)	

平成27年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96,652千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ423,214千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		459,815	△104,904	354,911
	1 繰入金	459,815	△104,904	354,911
3 繰越金		1	8,241	8,242
	1 繰越金	1	8,241	8,242
4 諸収入		60,049	11	60,060
	1 貸付金元利収入	59,531	△916	58,615
	3 雑収入	359	927	1,286
歳入合計		519,866	△96,652	423,214

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		519,866	△96,652	423,214
	1 高等学校等奨学金事業費	519,866	△96,652	423,214
歳 出	合 計	519,866	△96,652	423,214

平成27年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,093,081千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,221,502千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		243,468	△557	242,911
	1 財産運用収入	243,467	△557	242,910
4 繰越金		2	5,843,639	5,843,641
	1 繰越金	2	5,843,639	5,843,641
5 諸収入		230,763	249,999	480,762
	2 収益事業収入	1	249,999	250,000
歳入合計		26,128,421	6,093,081	32,221,502

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		208,316	△557	207,759
	1 公営競技総務費	208,316	△557	207,759
3 繰出金		217,753	6,093,638	6,311,391
	1 繰出金	217,753	6,093,638	6,311,391
歳出合計		26,128,421	6,093,081	32,221,502

平成27年度埼玉県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成27年度埼玉県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度埼玉県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
3 主 なる 建 設 改 良 事 業	22,150,232 千円	△5,525,774 千円	16,624,458 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支

出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 病 院 事 業 費 用	49,421,395	1,945,365	51,366,760
第3項 特 別 損 失	484,351	1,945,365	2,429,716

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「2,524,149千円」を「2,538,226千円」に、「606,369千円」を「525,589千円」に、「1,917,780千円」を「2,012,637千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		(単位 千円)
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 資 本 的 収 入	21,524,113	△5,539,851	15,984,262	
第1項 企 業 債	18,530,000	△5,465,000	13,065,000	
第2項 他 会 計 負 担 金	1,204,016	△52,427	1,151,589	
第5項 国 庫 補 助 金	23,451	△22,424	1,027	

		支 出		(単位 千円)
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 資 本 的 支 出	24,048,262	△5,525,774	18,522,488	
第1項 建 設 改 良 費	22,150,232	△5,525,774	16,624,458	

(継続費)

第5条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	循環器・呼吸器病 センター新館 (仮称)等整備費	8,566,937	平成26年度	912,552	8,566,937	平成26年度	912,552
				平成27年度	6,024,847		平成27年度	499,073
				平成28年度	1,235,891		平成28年度	6,413,269
				平成29年度	393,647		平成29年度	742,043

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額中「18,530,000千円」を「13,065,000千円」に改める。

平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	7,358,099 千円	△ 1,514,267 千円	5,843,832 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	48,355,941	△ 12,577	48,343,364
第1項 営 業 収 益	42,801,818	△ 49,046	42,752,772
第2項 営 業 外 収 益	5,554,122	△ 17,939	5,536,183
第3項 特 別 利 益	1	54,408	54,409

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	46,260,769	△ 1,933,909	44,326,860
第1項 営業費用	40,436,972	△ 2,312,069	38,124,903
第2項 営業外費用	5,783,796	378,160	6,161,956

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「19,922,122千円」を「17,369,217千円」に、「1,110,230千円」を「830,977千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金 18,811,892千円」を「、減債積立金 4,692,968千円及び過年度分損益勘定留保資金 11,845,272千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	18,043,402	△ 3,928,285	14,115,117
第1項 建設補助金	2,688,987	△ 1,031,423	1,657,564
第2項 企業債	10,000,000	△ 2,400,000	7,600,000

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第3項 他 会 計 出 資 金	5,137,489	△ 541,675	4,595,814
第4項 他 会 計 補 助 金	216,775	△ 978	215,797
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	1	45,791	45,792

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	37,965,524	△ 6,481,190	31,484,334
第1項 建 設 改 良 費	20,683,338	△ 6,360,004	14,323,334
第2項 企 業 債 償 還 金	10,869,578	△ 106,202	10,763,376
第4項 機 構 負 担 年 賦 金	5,072,608	△ 122,028	4,950,580
第6項 過 年 度 国 庫 補 助 金 返 還 金		107,044	107,044

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水道水源開発 施設整備事業	70,950,289	平成16年度	4,510,469	68,413,272	平成16年度	4,510,469
				平成17年度	5,992,617		平成17年度	5,992,617
				平成18年度	7,513,430		平成18年度	7,513,430
				平成19年度	7,756,811		平成19年度	7,756,811
				平成20年度	6,077,752		平成20年度	6,077,752
				平成21年度	5,557,622		平成21年度	5,557,622
				平成22年度	4,218,824		平成22年度	4,218,824
				平成23年度	3,528,967		平成23年度	3,528,967
				平成24年度	2,672,647		平成24年度	2,672,647
				平成25年度	2,257,072		平成25年度	2,257,072
				平成26年度	2,130,851		平成26年度	2,130,851
				平成27年度	3,272,258		平成27年度	2,464,777
				平成28年度	5,237,212		平成28年度	4,659,313

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				平成29年度	3,113,818		平成29年度	4,491,611
				平成30年度	3,036,217		平成30年度	1,501,198
				平成31年度	4,073,722		平成31年度	3,079,311
		久喜新規支線 整備事業	579,619	平成24年度	59,243	537,557	平成24年度	59,243
				平成25年度	91,303		平成25年度	91,303
				平成26年度	291,675		平成26年度	291,675
				平成27年度	137,398		平成27年度	95,336
		中継ポンプ所 拡張整備事業	4,256,117	平成25年度	240,245	4,050,365	平成25年度	240,245
				平成26年度	1,536,495		平成26年度	1,536,495
				平成27年度	1,604,195		平成27年度	1,468,592
				平成28年度	875,182		平成28年度	805,033
		自家用発電設備 整備事業	5,534,308	平成26年度	84,889	5,150,579	平成26年度	84,889
				平成27年度	1,629,481		平成27年度	1,545,311
				平成28年度	3,015,976		平成28年度	2,544,010
				平成29年度	803,962		平成29年度	976,369

1 資本的支出	1 建設改良費	浄水場備蓄施設 整備事業	6,976,992	平成27年度	458,347	6,586,519	平成27年度	168,824
				平成28年度	2,582,770		平成28年度	2,408,177
				平成29年度	3,457,225		平成29年度	3,866,639
				平成30年度	478,650		平成30年度	142,879
		吉見浄水場拡張 関連整備 (I期)事業	5,432,204	平成27年度	256,420	5,044,687	平成27年度	100,992
				平成28年度	291,000		平成28年度	822,097
				平成29年度	774,336		平成29年度	2,724,817
				平成30年度	2,045,984		平成30年度	989,258
				平成31年度	2,064,464		平成31年度	407,523
		武蔵水路改築事業	2,101,410	平成21年度	41,747	2,088,888	平成21年度	41,747
				平成22年度	113,096		平成22年度	113,096
				平成23年度	196,140		平成23年度	196,140
				平成24年度	466,043		平成24年度	466,043
				平成25年度	260,639		平成25年度	260,639
				平成26年度	392,351		平成26年度	392,351
平成27年度	631,394			平成27年度	618,872			

	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		第一次送水管路 更新事業（支線）	4,387,964	平成24年度	301,949	4,117,466	平成24年度	301,949
				平成25年度	912,565		平成25年度	912,565
				平成26年度	2,082,424		平成26年度	2,082,424
				平成27年度	1,091,026		平成27年度	820,528
		荒川横断送水 管路更新事業	6,490,366	平成24年度	84,219	5,777,950	平成24年度	84,219
				平成25年度	291,124		平成25年度	291,124
				平成26年度	1,423,193		平成26年度	1,423,193
				平成27年度	1,061,032		平成27年度	1,160,052
				平成28年度	3,630,798		平成28年度	2,110,314
				平成29年度	709,048			
				平成26年度	480,078		平成26年度	480,078
				平成27年度	4,564,221		平成27年度	1,251,742
				平成28年度	8,718,460		平成28年度	3,045,933
				平成29年度	4,470,770		平成29年度	2,713,727

		水道施設 耐震化事業	35,590,410	平成30年度	5,949,999	29,690,844	平成30年度	3,634,148
				平成31年度	3,816,370		平成31年度	5,616,709
				平成32年度	1,916,880		平成32年度	5,035,198
				平成33年度	2,419,445		平成33年度	3,912,222
				平成34年度	3,254,187		平成34年度	4,001,087
		利根導水路大規模 地震対策事業	1,493,910	平成26年度	33,359	1,481,521	平成26年度	33,359
				平成27年度	161,488		平成27年度	152,183
				平成28年度	407,498		平成28年度	279,261
				平成29年度	362,538		平成29年度	383,357
				平成30年度	262,011		平成30年度	259,547
				平成31年度	128,541		平成31年度	204,243
				平成32年度	97,423		平成32年度	96,507
		大久保浄水場 中央系送水電気 設備更新事業	2,263,079	平成27年度	60,262	2,263,079	平成27年度	60,262
				平成28年度	905,838		平成28年度	925,316
				平成29年度	1,296,979		平成29年度	1,277,501

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		行田浄水場 送水電気設備 更新事業	2,252,248	平成27年度	53,167	2,252,248	平成27年度	53,167
				平成28年度	544,410		平成28年度	237,000
				平成29年度	612,854		平成29年度	581,000
				平成30年度	1,041,817		平成30年度	1,381,081

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額中「10,000,000千円」を「7,600,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「914,629千円」を「911,026千円」に改める。

平成27年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	138,048 千円	△6,407 千円	131,641 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	2,296,342	△270,514	2,025,828
第1項 営 業 収 益	2,047,542	△268,168	1,779,374
第2項 営 業 外 収 益	248,799	△2,346	246,453

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	2,065,677	△320,652	1,745,025
第1項 営業費用	1,999,848	△320,652	1,679,196

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「1,230,645千円」を「694,341千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,824千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額112,326千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,535千円」に、「270,000千円」を「250,000千円」に、「755,511千円」を「129,170千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	2,901,495	△536,304	2,365,191
第1項 建設改良費	2,261,185	△36,304	2,224,881
第2項 投資有価証券	500,000	△500,000	0

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	自家用発電設備 整備事業	655,013	平成26年度	21,747	636,307	平成26年度	21,747
				平成27年度	138,048		平成27年度	131,641
				平成28年度	495,218		平成28年度	482,919
		武蔵水路改築事業	953,861	平成21年度	20,038	940,775	平成21年度	20,038
				平成22年度	40,917		平成22年度	40,917
				平成23年度	85,273		平成23年度	85,273
				平成24年度	210,711		平成24年度	210,711
				平成25年度	121,653		平成25年度	121,653
				平成26年度	182,509		平成26年度	182,509
		柿木浄水場排水処理 施設等更新事業	3,352,196	平成25年度	55,477	3,334,402	平成25年度	55,477
				平成26年度	646,123		平成26年度	646,123
				平成27年度	1,698,141		平成27年度	1,698,141
				平成28年度	952,455		平成28年度	934,661
				平成26年度	2,001		平成26年度	2,001
				平成27年度	9,315		平成27年度	8,613

		利根導水路大規模 地震対策事業	107,495	平成28年度	22,167		平成28年度	9,860
				平成29年度	22,222	106,587	平成29年度	22,014
				平成30年度	26,736		平成30年度	26,485
				平成31年度	13,639		平成31年度	23,635
				平成32年度	8,032		平成32年度	7,956
				平成33年度	3,383		平成33年度	6,023

平成27年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成27年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(1) 宅 地 売 却 面 積	149,473 m ²	△23,059 m ²	126,414 m ²
(2) 主 なる 建 設 工 事	4,938,123 千円	△573,857 千円	4,364,266 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	8,335,120	△2,754,684	5,580,436
第1項 営 業 収 益	8,176,299	△2,754,684	5,421,615

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	7,020,956	△853,884	6,167,072
第1項 営業費用	6,994,979	△896,644	6,098,335
第2項 営業外費用	5,976	2,454	8,430
第3項 特別損失	1	40,306	40,307

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,846,134千円」を「3,129,137千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 4,846,134千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,952千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,805千円及び過年度分損益勘定留保資金 3,107,380千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,536,643	5	1,536,648
第4項 固定資産売却代金		5	5

支 出 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	6,382,777	△1,716,992	4,665,785
第1項 建 設 改 良 費	4,938,123	△573,857	4,364,266
第2項 建 設 準 備 費	234,654	△143,135	91,519
第3項 投 資 有 価 証 券	1,010,000	△1,000,000	10,000

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
		幸 手 中 央 地 区 産 業 団 地 整 備 事 業	15,946,389	平成23年度	5,078,199	15,397,538	平成23年度	5,078,199
	平成24年度			3,658,807	平成24年度		3,658,807	
	平成25年度			3,923,299	平成25年度		3,923,299	

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費			平成26年度	1,732,752		平成26年度	1,732,752
				平成27年度	1,553,332		平成27年度	1,004,481
		杉戸屏風深輪地区 産業団地整備事業	6,747,702	平成24年度	117,557	6,637,732	平成24年度	117,557
				平成25年度	101,452		平成25年度	101,452
				平成26年度	2,611,891		平成26年度	2,611,891
				平成27年度	1,103,132		平成27年度	1,103,132
				平成28年度	2,813,670		平成28年度	2,703,700
		加須 I C 東地区 産業団地整備事業	4,491,773	平成27年度	1,554,903	4,272,970	平成27年度	1,554,903
				平成28年度	1,680,141		平成28年度	1,570,338
				平成29年度	1,256,729		平成29年度	1,147,729
		大麻生ゴルフ場 クラブハウス改築 事業	1,601,544	平成27年度	654,989	1,579,501	平成27年度	654,989
				平成28年度	946,555		平成28年度	924,512

平成27年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成27年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 年間総処理水量	662,473,908 m ³	△2,860,656 m ³	659,613,252 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,810,038 m ³	△7,816 m ³	1,802,222 m ³
(4) 主なる建設工事	21,513,800 千円	△5,948,694 千円	15,565,106 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	49,853,049	△253,399	49,599,650

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1項 営 業 収 益	29,695,789	△207,615	29,488,174
第2項 営 業 外 収 益	20,157,259	△45,784	20,111,475

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 費	50,374,763	△373,044	50,001,719
第1項 営 業 費 用	48,249,790	△327,260	47,922,530
第2項 営 業 外 費 用	2,063,972	△45,784	2,018,188

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「5,094,702千円」を「5,094,594千円」に、「93,917千円」を「107,435千円」に、「過年度分損益勘定留保資金787,607千円」を「建設改良積立金36,116千円、減債積立金213,592千円、過年度分損益勘定留保資金466,960千円」に、「4,213,178千円」を「4,270,491千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	25,862,326	△6,229,703	19,632,623
第1項 建設補助金	12,622,019	△3,346,018	9,276,001
第2項 建設負担金	5,173,243	△1,410,951	3,762,292
第3項 企業債	7,226,000	△1,375,000	5,851,000
第5項 他会計補助金	253,387	△98,056	155,331
第6項 固定資産売却代金	1	322	323

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	30,957,028	△6,229,811	24,727,217
第1項 建設改良費	23,230,680	△6,230,025	17,000,655
第3項 過年度国庫補助金 返 還 金		214	214

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「7,226,000千円」を「5,851,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「7,025,436千円」を「6,802,378千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第四百三十四号

埼玉県議会平成二十八年二月定例会において議決された平成二十八年度埼玉県一般会計予算並びに平成二十八年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成28年度埼玉県一般会計予算

平成28年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,880,526,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		764,000,000
	1 県 民 税	342,172,000
	2 事 業 税	144,659,000
	3 地 方 消 費 税	112,646,000
	4 不 動 産 取 得 税	17,404,000
	5 県 た ば こ 税	7,952,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,236,000
	7 自 動 車 取 得 税	6,712,997
	8 軽 油 引 取 税	46,670,998
	9 自 動 車 税	83,521,000
	10 鉱 区 税	4,861
	11 狩 猟 税	21,138
12 旧 法 に よ る 税	6	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		210,444,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	210,444,000

3 地 方 譲 与 税		98,967,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	95,163,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,592,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	211,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3,737,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,737,000
5 地 方 交 付 税		213,300,000
	1 地 方 交 付 税	213,300,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,831,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,831,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,084,632
	1 分 担 金	238,388
	2 負 担 金	2,846,244
8 使 用 料 及 び 手 数 料		29,049,192
	1 使 用 料	18,353,870
	2 手 数 料	10,695,322

款	項	金額
9 国庫支出金		176,383,252
	1 国庫負担金	127,439,771
	2 国庫補助金	43,241,634
	3 委託金	5,701,847
10 財産収入		9,638,038
	1 財産運用収入	7,081,284
	2 財産売却収入	2,556,754
11 寄附金		120,043
	1 寄附金	120,043
12 繰入金		93,306,231
	1 特別会計繰入金	3,321,932
	2 基金繰入金	89,984,299
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		35,809,612
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,170,494

	2 預 金 利 子	50,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	4,530,815
	4 受 託 事 業 収 入	2,802,969
	5 収 益 事 業 収 入	14,203,765
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	32,000
	7 雑 入	12,019,569
15 県 債		240,356,000
	1 県 債	240,356,000
歳 入 合 計		1,880,526,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,177,299
	1 議 会 費	3,177,299
2 総 務 費		93,252,626
	1 総 務 管 理 費	21,726,335
	2 企 画 費	4,154,608
	3 県 民 費	13,130,652
	4 環 境 費	11,371,053
	5 徴 税 費	27,869,808
	6 市 町 村 振 興 費	5,244,515
	7 選 挙 費	2,403,766
	8 防 災 費	5,771,225
	9 統 計 調 査 費	955,974
	10 人 事 委 員 会 費	302,366
11 監 査 委 員 費	322,324	
3 民 生 費		347,664,259
	1 社 会 福 祉 費	259,359,438

	2 児 童 福 祉 費	76,143,968
	3 生 活 保 護 費	11,654,537
	4 災 害 救 助 費	506,316
4 衛 生 費		69,965,037
	1 公 衆 衛 生 費	29,235,052
	2 環 境 衛 生 費	5,718,552
	3 保 健 所 費	3,864,578
	4 医 薬 費	21,329,804
	5 公 営 企 業 支 出 金	9,817,051
5 労 働 費		5,803,996
	1 労 政 費	1,860,601
	2 職 業 訓 練 費	3,779,876
	3 労 働 委 員 会 費	163,519
6 農 林 水 産 業 費		22,301,201
	1 農 業 費	8,359,091
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	463,330
	3 畜 産 業 費	1,249,630

款	項	金額
	4 林業費	4,771,275
	5 農地費	7,457,875
7 商工費		17,185,063
	1 商工業費	17,069,379
	2 観光費	115,684
8 土木費		106,116,129
	1 土木管理費	11,426,051
	2 道路橋りょう費	45,088,578
	3 河川費	26,638,281
	4 都市計画費	21,617,044
	5 住宅費	1,346,175
9 警察費		143,978,378
	1 警察管理費	132,757,315
	2 警察活動費	11,221,063
10 教育費		534,055,508
	1 教育総務費	65,250,007

	2 小 学 校 费	162,194,241
	3 中 学 校 费	100,778,387
	4 高 等 学 校 费	105,341,347
	5 特 别 支 援 学 校 费	41,858,695
	6 大 学 费	2,234,656
	7 私 立 学 校 费	50,801,231
	8 社 会 教 育 费	4,502,132
	9 保 健 体 育 费	1,094,812
11 灾 害 复 旧 费		31,293
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	19,873
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	11,420
12 公 债 费		278,360,713
	1 公 债 费	278,360,713
13 诸 支 出 金		258,134,498
	1 公 营 企 业 支 出 金	17,026,498
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	104,186,000
	3 利 子 割 交 付 金	1,000,000

款	項	金 額
	4 配 当 割 交 付 金	8,735,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	6,464,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	107,765,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,645,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	4,900,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,401,000
	10 利 子 割 精 算 金	12,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,880,526,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	青少年総合野外活動センター解体事業費	572,740	平成28年度	400,918
				平成29年度	171,822
	4 環境費	環境整備センター埋立事業費（浸出水下水道放流管敷設工事）	670,000	平成28年度	540,000
				平成29年度	130,000
8 土木費	4 都市計画費	ラグビーワールドカップ2019 会場整備費	12,402,000	平成28年度	1,314,059
				平成29年度	8,487,941
				平成30年度	2,600,000
9 警察費	1 警察管理費	所沢警察署庁舎建設費	4,641,705	平成28年度	314,183
				平成29年度	656,515
				平成30年度	3,009,859
				平成31年度	661,148
10 教育費	1 教育総務費	教育関係庁舎解体事業費（平成28年度着工分）	367,251	平成28年度	330,526
				平成29年度	36,725

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成28年度発行分）	平成28年度から 平成38年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
電子申請共同システム開発	平成29年度	47,326
県庁舎設備改修事業	平成29年度	480,345
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成28年度融資分）	平成29年度から 平成43年度まで	8,368

私立学校振興資金融資損失補償（平成28年度融資分）	平成28年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額について、当該貸付額の100分の 10に相当する額
環境創造資金利子補給（平成28年度融資分）	平成29年度から 平成38年度まで	44,850
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成28年 度融資分）	平成29年度から 平成48年度まで	295,260
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成 28年度融資分）	平成28年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額
無担保無保証人資金損失補償（平成11年度保証分・ 平成28年度損失補償対象期間延長分）	平成28年度から 平成36年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼 玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことに よって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除し た額に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（平成28年度保証分）	平成28年度から 平成46年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償（平成28年度保証分）	平成28年度から 平成46年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該

		<p>当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成16年度保証分・平成28年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成28年度から平成36年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成28年度保証分）</p>	<p>平成28年度から平成43年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>
<p>経営支援特別融資損失補償（平成16年度保証分・平成28年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成28年度から平成36年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額を控除した額に相当する額</p>

<p>経営支援緊急融資損失補償（平成10年度保証分・平成28年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成28年度から平成36年度まで</p>	<p>県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成28年度保証分）</p>	<p>平成28年度から平成46年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
事業資金損失補償（平成16年度保証分・平成28年度損失補償対象期間延長分）	平成28年度から平成36年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
借換資金損失補償（平成28年度保証分）	平成28年度から平成46年度まで	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額

<p>要件緩和型経営安定資金損失補償（平成28年度保証分）</p>	<p>平成28年度から 平成43年度まで</p>	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成28年度融資分）</p>	<p>平成29年度から 平成43年度まで</p>	<p>2,412,575</p>
<p>勤労者支援資金損失補償（平成28年度保証分）</p>	<p>平成28年度から 平成34年度まで</p>	<p>県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額</p>

事 項	期 間	限 度 額
離職者等委託訓練事業（平成28年度契約分）	平成29年度から 平成30年度まで	1,277,105
農地利用集積事業資金損失補償（平成28年度融資分）	平成28年度から 平成39年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成28年度融資分）	平成29年度から 平成49年度まで	147,306
農業災害復旧経営資金利子補助（平成28年度融資分）	平成29年度から 平成35年度まで	2,925
農業災害復旧経営資金損失補償（平成28年度融資分）	平成28年度から 平成35年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

卸売市場施設整備資金利子補助（平成28年度融資分）	平成29年度から 平成35年度まで	1,183
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成28年度借入分）	平成28年度から 平成79年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成28年度取得分）	平成29年度から 平成38年度まで	1,344,467

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成28年度借入分）	平成28年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
埼玉県道路公社借入金債務保証（平成28年度借入分）	平成28年度以降	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
道路改築事業	平成29年度	400,000
社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業	平成29年度	600,000

社会資本整備総合交付金（街路）事業	平成 2 9 年 度	350,000
埼玉スタジアム 2 0 0 2 公園監視カメラ設備更新事業	平成 2 9 年 度	240,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成 2 8 年度建設分）	平成 2 9 年度から 平成 5 2 年度まで	185,872
学力・学習状況調査実施事業（平成 2 8 年度契約分）	平成 2 9 年 度	150,521

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	22,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	800,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	9,623,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	89,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	40,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	45,000	同上	同上	同上
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同上	同上	同上

広域廃棄物埋立処分場整備事業	500,000	同	上	同	上	同	上
防災学習センター施設整備事業	24,000	同	上	同	上	同	上
防災ヘリコプター整備事業	28,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線高度化推進事業	1,287,000	同	上	同	上	同	上
消防学校施設整備事業	58,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費 (救急救命士養成所) 負担金	295,000	同	上	同	上	同	上
福祉事務所等低公害車整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上
発達障害総合支援センター(仮称) 設備整備事業	33,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費(発達障害 総合支援センター(仮称)) 負担金	293,000	同	上	同	上	同	上
心身障害児(者) 援護施設等整備事業	1,266,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老人福祉施設整備事業	3,861,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	110,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業	454,000	同 上	同 上	同 上
越谷児童相談所一時保護所棟整備 事業	26,000	同 上	同 上	同 上
県民健康福祉村改修事業	105,000	同 上	同 上	同 上
大学附属病院等整備事業	6,295,000	同 上	同 上	同 上
地域医療教育センター（仮称） 設備整備事業	34,000	同 上	同 上	同 上

小児医療センター新病院建設費 (総合医局機構) 負担金	478,000	同	上	同	上	同	上
農林振興センター等低公害車整備事業	13,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校施設整備事業	116,000	同	上	同	上	同	上
農業技術研究センター施設整備事業	495,000	同	上	同	上	同	上
水産研究所施設整備事業	3,000	同	上	同	上	同	上
茶業研究所施設整備事業	71,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	39,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	27,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	125,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	239,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独治山事業	235,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
治山事業	102,000	同上	同上	同上
地すべり防止事業	40,000	同上	同上	同上
県単独農業基盤整備事業	183,000	同上	同上	同上
農業基盤整備事業	770,000	同上	同上	同上
直轄事業（土地改良）負担金	378,000	同上	同上	同上
旧農業大学校等解体事業	1,239,000	同上	同上	同上

県単独道路建設事業	18,950,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	271,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,034,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	5,390,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	3,565,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	330,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	383,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	500,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	13,289,000	同	上	同	上	同	上
都市環境整備事業	914,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独街路事業	2,580,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
街路事業	1,737,000	同上	同上	同上
県単独公園事業	3,989,000	同上	同上	同上
公園事業	502,000	同上	同上	同上
警察職員退職手当	800,000	同上	同上	同上
警察署等低公害車整備事業	34,000	同上	同上	同上
警察署庁舎建設事業	4,439,000	同上	同上	同上

交通安全施設整備事業	1,089,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	5,400,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	5,522,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	965,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	622,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費 (特別支援学校)負担金	1,001,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	239,000	同	上	同	上	同	上
私立学校耐震改修事業	534,000	同	上	同	上	同	上
史跡整備事業	7,000	同	上	同	上	同	上
水道用水供給事業出資金	4,786,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	127,600,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成28年度埼玉県公債費特別会計予算

平成28年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ572,456,559千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		314,509,559
	1 一 般 会 計 繰 入 金	196,594,710
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,697,849
	3 基 金 繰 入 金	116,217,000

款	項	金 額
2 県 債		257,947,000
	1 県 債	257,947,000
歳 入	合 計	572,456,559

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		572,456,559
	1 公 債 費	572,456,559
歳 出	合 計	572,456,559

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成13年度、平成18年度 及び平成23年度発行 県債償還金	256,861,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成18年度発行県債償還金	1,086,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成28年度埼玉県証紙特別会計予算

平成28年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,734,769千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		16,734,768
	1 証 紙 収 入	16,734,768
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	16,734,769

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		16,726,769
	1 一 般 会 計 繰 出 金	16,726,769
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出 合 計		16,734,769

平成28年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成28年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,713,411千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		39,570
	1 財 産 運 用 収 入	39,570
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,173,840

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,173,840
歳 入	合 計	13,713,411

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,713,411
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,713,411
歳 出	合 計	13,713,411

平成28年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成28年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ418,076千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		200,887
	1 国 庫 負 担 金	200,887
2 財 産 収 入		16,300
	1 財 産 運 用 収 入	16,300
3 繰 入 金		200,887
	1 基 金 繰 入 金	200,887
4 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入	合計	418,076

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		418,076
	1 救助費	401,775
	2 基金積立金	16,301
歳出	合計	418,076

平成28年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成28年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,056,112千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		31,719
	1 繰 入 金	31,719
2 繰 越 金		544,187
	1 繰 越 金	544,187

3 諸 収 入		452,126
	1 貸 付 金 元 利 収 入	448,419
	2 預 金 利 子	5
	3 雑 入	3,702
4 県 債		28,080
	1 県 債	28,080
歳 入 合 計		1,056,112

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		1,056,112
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	1,056,112
歳 出 合 計		1,056,112

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	28,080	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

平成28年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

平成28年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ494,225千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,746
	1 繰 入 金	6,746
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		385,479
	1 預 金 利 子	100
	2 貸 付 金 元 利 収 入	385,375
	3 雑 入	4
歳 入 合 計		494,225

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		492,225
	1 資 金 貸 付 費	492,225
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		494,225

平成28年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成28年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,824千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		22,384
	1 繰 入 金	30
	2 繰 越 金	1
	3 諸 収 入	22,353
2 就農支援資金業務勘定収入		396
	1 繰 入 金	356
	2 繰 越 金	38
	3 諸 収 入	2

款	項	金 額
3 農業改良資金貸付勘定収入		9,451
	1 繰越金	9,451
4 農業改良資金業務勘定収入		1,593
	1 繰入金	1,280
	2 繰越金	248
	3 諸収入	65
歳入	合計	33,824

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		22,384
	1 就農支援資金貸付費	22,384
2 就農支援資金業務勘定		396
	1 管理指導事務費	386
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		9,451
	1 農業改良資金貸付費	9,451
4 農業改良資金業務勘定		1,593
	1 管理指導事務費	1,393
	2 予備費	200
歳 出 合 計		33,824

平成28年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成28年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,700千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		59,000
	1 繰入金	70
	2 繰越金	43,062
	3 諸収入	15,868
2 業務勘定収入		700
	1 繰越金	590
	2 諸収入	110
歳 入	合 計	59,700

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		59,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	59,000
2 業 務 勘 定		700
	1 管 理 指 導 事 務 費	680
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		59,700

平成28年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成28年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,664千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		872
	1 財 産 運 用 収 入	872
2 繰 入 金		17,076
	1 繰 入 金	17,076
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		32,715

	1 貸付金元利収入	32,714
	2 雑入	1
歳入	合計	50,664

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		49,664
	1 本多静六博士育英事業費	49,664
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	50,664

平成28年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成28年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,787,842千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		787,840
	1 財 産 運 用 収 入	76,137
	2 財 産 売 払 収 入	711,703
2 繰 入 金		1,000,000
	1 繰 入 金	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	1,787,842

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,787,842
	1 用地事業費	1,787,842
歳出	合計	1,787,842

平成28年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成28年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,234,141千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,223,167
	1 住 宅 使 用 料	8,223,167

2 国 庫 支 出 金		2,106,185
	1 国 庫 補 助 金	2,106,185
3 財 産 収 入		51,616
	1 財 産 運 用 収 入	51,616
4 繰 入 金		1,351,280
	1 繰 入 金	1,351,280
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		367,892
	1 敷 金 運 用 収 入	1,028
	2 雑 入	366,864
7 県 債		2,134,000
	1 県 債	2,134,000
歳 入 合 計		14,234,141

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		10,181,902
	1 住 宅 管 理 費	5,436,308
	2 住 宅 建 設 費	4,745,594
2 繰 出 金		3,155,739
	1 繰 出 金	3,155,739
3 公 債 費		886,500
	1 公 債 費	886,500
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		14,234,141

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成28年度公営住宅建設費	1,338,179	平成28年度	88,960
				平成29年度	255,110
	平成30年度	650,248			
	平成31年度	343,861			
		平成28年度公営住宅団地再生事業費	1,356,837	平成28年度	34,333
				平成29年度	240,034
				平成30年度	890,577
				平成31年度	191,893

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,134,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成28年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成28年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ566,065千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		511,460
	1 繰 入 金	511,460

款	項	金 額
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		54,603
	1 貸 付 金 元 利 収 入	54,111
	2 預 金 利 子	117
	3 雑 入	375
歳 入	合 計	566,065

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金事業費		566,065
	1 高等学校等奨学金事業費	566,065
歳 出	合 計	566,065

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成28年度保証分）	平成28年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,764,335千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		54,778
	1 入 場 料 収 入	54,777
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		27,030,762
	1 投 票 券 発 売 収 入	26,974,761
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	56,001
3 財 産 収 入		241,928

	1 財 産 運 用 収 入	241,927
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		202,000
	1 繰 入 金	202,000
5 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
6 諸 収 入		234,865
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	234,863
歳 入 合 計		27,764,335

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		218,552
	1 公 営 競 技 総 務 費	218,552
2 公 営 競 技 事 業 費		27,336,018
	1 公 営 競 技 事 業 費	27,336,018
3 繰 出 金		203,765
	1 繰 出 金	203,765
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		27,764,335

平成28年度埼玉県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数

循環器・呼吸器病センター	319床
が ん セ ン タ ー	503床
小 児 医 療 セ ン タ ー	300床
精 神 医 療 セ ン タ ー	183床

2 患 者 数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	97,107 人	80,336 人
が ん セ ン タ ー	153,352	226,683
小 児 医 療 セ ン タ ー	82,559	135,350
精 神 医 療 セ ン タ ー	56,575	31,229

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	266 人	331 人
が ん セ ン タ ー	420	933
小 児 医 療 セ ン タ ー	226	566
精 神 医 療 セ ン タ ー	155	129

3 主なる建設改良事業

32,652,841 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益

49,366,250 千円

第1項 医業収益

39,075,549 千円

第2項 医業外収益

10,137,035 千円

第3項 特別利益

153,666 千円

支 出

第1款	病院事業費用	54,254,978 千円
第1項	医業費用	51,984,658 千円
第2項	医業外費用	964,856 千円
第3項	特別損失	1,285,464 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,455,266千円は、減債積立金500,552千円及び過年度分損益勘定留保資金954,714千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	33,247,096 千円
第1項	企業債	29,655,000 千円
第2項	他会計負担金	1,340,966 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	国庫補助金	10,950 千円
第5項	寄附金	1 千円
第6項	受託金	2,240,177 千円
第7項	その他収入	1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	34,702,362 千円
第1項 建 設 改 良 費	32,652,841 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,049,521 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
循環器・呼吸器病センター医療情報システム開発	平成 2 9 年 度	502,604

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 29,655,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、13,800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	24,112,576 千円
(2) 交 際 費	800 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,494,665千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	器械備品
名 称	磁気共鳴画像診断装置
数 量	一 式

種 類	器械備品
名 称	医療用直線加速装置
数 量	一 式

種 類 器械備品
名 称 血管X線撮影装置（循環器・呼吸器病センター）
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 血管X線撮影装置（小児医療センター）
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 X線CT装置
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 磁気共鳴画像診断装置（機能向上）
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 SPECT-CT装置
数 量 一 式

種	類	器械備品
名	称	デジタルX線画像診断システム
数	量	一 式

平成28年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	148 社
(2) 年間総給水量	70,785,000 m ³
(3) 一日平均給水量	193,932 m ³
(4) 主なる建設工事	482,919 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,011,873 千円
第1項 営業収益		1,761,215 千円
第2項 営業外収益		250,657 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		1,846,749 千円

第1項	営業費用	1,809,150 千円
第2項	営業外費用	33,598 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額421,131千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,252千円、建設改良積立金140,000千円、減債積立金140,598千円及び過年度分損益勘定留保資金64,281千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,334,290 千円
第1項	建設補助金		229,400 千円
第2項	長期貸付金償還金		1,104,000 千円
第3項	他会計補助金		888 千円
第4項	固定資産売却代金		1 千円
第5項	雑収入		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,755,421 千円
第1項	建設改良費		1,614,823 千円

第2項 企業債償還金

140,598 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

278,680 千円

(2) 交際費

41 千円

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,748千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,603千円と定める。

平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	631,309,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,729,614 m ³
(4) 主なる建設工事	11,238,630 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			47,746,738 千円
第1項 営業収益			42,332,522 千円
第2項 営業外収益			5,414,215 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 事業費			46,173,680 千円

第1項	営業費用	40,976,803 千円
第2項	営業外費用	5,156,876 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,069,141千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,282,926千円及び過年度分損益勘定留保資金16,786,215千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	23,256,368 千円
第1項	建設補助金	3,513,670 千円
第2項	企業債	12,500,000 千円
第3項	他会計出資金	7,020,000 千円
第4項	他会計補助金	222,529 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	雑収入	168 千円

支 出

第1款	資本的支出	41,325,509 千円
第1項	建設改良費	24,325,896 千円
第2項	企業債償還金	10,831,698 千円

第3項	他会計からの長期借入金償還金	1,104,000 千円
第4項	機構負担年賦金	5,023,915 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場中央系上水2号急速攪拌池電気設備更新工事	平成29年度	63,000
大久保浄水場水処理薬品貯槽等増設工事	平成29年度	626,000
新三郷浄水場送水ポンプ可変速装置更新工事	平成29年度から 平成30年度まで	2,231,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため
限度額 12,500,000千円
起債の方法 普通貸借又は証券発行
利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	3,419,485 千円
(2) 交際費	536 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、849,402千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、544,090千円と定める。

平成28年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 宅 地 売 却 面 積 | 245,099 m ² |
| (2) 主 なる 建 設 工 事 | 5,807,492 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事 業 収 益		9,690,159 千円
第1項 営 業 収 益		9,568,381 千円
第2項 営 業 外 収 益		101,778 千円
第3項 特 別 利 益		20,000 千円
	支	出
第1款 事 業 費		8,789,614 千円
第1項 営 業 費 用		8,661,304 千円
第2項 営 業 外 費 用		17,115 千円

第3項	特	別	損	失	91,195	千円
第4項	予	備	費		20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,741,876千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,051千円及び過年度分損益勘定留保資金4,739,825千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資	本	的	収	入	1,515,342	千円			
第1項	長	期	貸	付	金	償	還	金	1,510,062	千円
第2項	他	会	計	補	助	金	5,278	千円		
第3項	固	定	資	産	売	却	代	金	1	千円
第4項	雑	収	入			1	千円			

支 出

第1款	資	本	的	支	出	6,257,218	千円
第1項	建	設	改	良	費	5,963,965	千円
第2項	建	設	準	備	費	93,253	千円
第3項	予	備	費			200,000	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	寄居スマート I C 西地区産業団地 整備事業	1,797,624	平成28年度	608,942
				平成29年度	604,695
				平成30年度	583,987

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 347,599 千円

(2) 交際費 298 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,945千円である。

平成28年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 47 市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 661,662,145 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 1,812,773 m ³ |
| (4) 主なる建設工事 | 21,806,718 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	51,064,799 千円
第1項 営業収益	29,912,223 千円
第2項 営業外収益	21,152,575 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款	事 業 費	51,865,382 千円
第1項	営 業 費 用	49,923,881 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,880,500 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,173,186千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,937千円、過年度分損益勘定留保資金485,227千円及び当年度分損益勘定留保資金4,620,022千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	27,255,008 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,909,301 千円
第2項	建 設 負 担 金	5,742,480 千円
第3項	企 業 債	7,783,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	623,134 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	196,993 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	99 千円

支 出

第1款 資本的支出	32,428,194 千円
第1項 建設改良費	24,758,341 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	7,669,853 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (平成28年度契約分)	平成29年度	400,000
荒川左岸北部流域下水道事業 (平成28年度契約分)	平成29年度	3,242,000
荒川右岸流域下水道事業 (平成28年度契約分)	平成29年度から 平成30年度まで	2,378,000
中川流域下水道事業 (平成28年度契約分)	平成29年度から 平成30年度まで	6,360,000
利根川右岸流域下水道事業 (平成28年度契約分)	平成29年度	765,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 7,783,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,264,135 千円

(2) 交際費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,949,018千円である。

告 示

埼玉県告示第四百三十五号

平成二十年埼玉県告示第四百九十一号（特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による閲覧の場所について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号中「法第十条第一項」を「埼玉県県民生活部共助社会づくり課又は法第十条第一項」に改め、「埼玉県県民生活部共助社会づくり課又は」を削り、第二号の表中「及び志木市」を「、加須市、志木市及び吉川市においては、各市」に改め、「吉川市」の下に「（同市の区域内のみに事務所が存する特定非営利活動法人を除く。）」を加え、「川越市新宿町一丁目一番地一」を「川越市新宿町一丁目十七番地十七」に、「所沢市並木一丁目八番一」を「所沢市並木一丁目八番地の一」に改め、「加須市」の下に「（同市の区域内のみに事務所が存する特定非営利活動法人を除く。）」を加える。

告示

埼玉県告示第四百三十六号

特定非営利活動促進法の規定による閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上田清司

特定非営利活動促進法の規定による閲覧に関する規程の一部を改正する告示
特定非営利活動促進法の規定による閲覧に関する規程（平成十年埼玉県告示第千四百十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「閲覧」の下に「又は謄写」を加える。

第一条中「第二十九条第二項及び同法第四十四条第三項の規定による閲覧」を「第三十条及び第五十六条（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）」に改める。

第二条の見出しを「（閲覧等の時間）」に改め、同条中「閲覧」を「閲覧等」に改める。

第三条中「閲覧の」を「閲覧等の」に、「以下「閲覧室」を「次条及び第五条において「閲覧室等」に改める。」

第四条の見出しを「（閲覧等の手続）」に改め、同条中「閲覧に」を「閲覧等に」に、「以下」を「次条及び第六条において」に、「を閲覧しよう」を「の閲覧等しよう」に、「閲覧室」を「閲覧室等」に、「閲覧請求書」を「閲覧等請求書」に改める。

第五条中「を閲覧する」を「の閲覧等をする」に、「以下「閲覧者」を「次条及び第七条において「閲覧者等」に、「閲覧室」を「閲覧室等」に改める。」

第六条中「閲覧者」を「閲覧者等」に改める。

第七条の見出しを「（閲覧等の中止等）」に改め、同条中「閲覧者」を「閲覧者等」に、「閲覧を」を「閲覧等を」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百三十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ププリコ

三 代表者の氏名

須 藤 一 雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市つじ野一番五・一〇六号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、少子・高齢化社会にあつて、ともすれば社会経済的な弱者としての生活を余儀なくされる可能性のある高齢者や次代を担うべき幼児、児童及び生徒との交流活動を推進し、感動することや思いやりの心をもつことの重要性を理解させることによって、社会に対する信頼と希望を持つことができるよう支援し、もつて、地域や家庭及び社会全体の利益に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、少子・高齢化社会にあつて、高齢者と次代を担うべき幼児及び児童との交流活動の推進と幼児及び児童の生活習慣、社会のルール、環境問題を取り入れた「知識・思考力強化」に取り組むとともに、指導者の育成を図る。また、障害児が健康を維持し、日常生活における基本的動作及び知識・技能を習得し、集団生活への適応支援を受けられる「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び放課後等デイサービス事業」を行い、もつて、障害児と地域社会

全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人DNA研究会・健康な街づくり推進グループ

二 代表者の氏名

廣 川 行 夫

三 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市二ツ家四丁目二百五番地

四 当該認定の有効期間

平成二十八年三月三十日から平成三十三年三月二十九日まで

告示

埼玉県告示第四百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
<p>埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十九号から第四十一号まで、第五十九号、第六十五号から第七十二号まで、第八十号から第八十四号まで、第八十六号、第八十八号、第八十九号、第一百一号、第一百二号、第三十二号、第三百三十四号、第三百三十五号、第四百四十四号から第四百四十七号まで、第四百六十九号、第四百七十一号、及び第七十二号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取り扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料</p>	<p>埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 埼玉県川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 川合 善明 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号 越谷市 越谷市長 高橋 努</p>	<p>平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで</p>

告 示

埼玉県告示第四百四十号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）第三条第一項第二号イの知事が指定する県外の大学を次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定した大学の名称

順天堂大学

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項の規定により、埼玉県における農業委員会ネットワーク機構として次の法人を指定したので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

一般社団法人埼玉県農業会議

二 住所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番九号

三 事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番九号

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 昭和二十九年埼玉県告示第四百六十八号（農業委員会議員の互選のための代表者会議の区域について）
- 二 昭和二十九年埼玉県告示第七百九十七号（埼玉県農業会議の会議員代表者会議の区域指定について）
- 三 昭和三十年埼玉県告示第七百七十二号（農業会議の代表者会議の区域指定について）
- 四 昭和三十二年埼玉県告示第五百七十号（県農業会議農地部会の定数について）
- 五 昭和三十六年埼玉県告示第九十九号（埼玉県農業会議農政部会議員の定数変更について）

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十八年三月二十九日

二 処分を受けた者の名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

イ 名称

特定非営利活動法人ふるさと街づくり推進協議会

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県三郷市彦成三丁目七番九―一〇二

ハ 代表者の氏名

大井 巳喜彦

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

ロ 停止を命ずる期間

平成二十八年四月十二日から四月十四日までの三日間

四 処分の原因となった事実

特定非営利活動法人ふるさと街づくり推進協議会は、埼玉県三郷市内の民間工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、同項の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第一条の二に定める金額以上となる建設工事を請け負った。

このことは、建設業法第二十八条第二項第二号に該当する。

告 示

埼玉県告示第四百四十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十八年三月二十九日

二 処分を受けた者の氏名、主たる営業所の所在地

イ 氏名

桑原弘次

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県富士見市下南畑三一六四

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

ロ 停止を命ずる期間

平成二十八年四月十二日から四月十四日までの三日間

四 処分の原因となった事実

桑原弘次は、埼玉県さいたま市内の民間工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、同項の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第一条の二に定める金額以上となる建設工事を請け負った。

このことは、建設業法第二十八条第二項第二号に該当する。

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

平成二十八年埼玉県告示第四十七号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十四日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

平成二十七年埼玉県告示第千二百九十一号で公示した公共測量は、平成二十八年二月二十九日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

春日部市

二 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路事業三・四・九号 中央通り線

三 事業施行期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県春日部市粕壁二丁目及び三丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

白岡市

二 都市計画事業の種類及び名称

蓮田都市計画道路事業三・四・四号 白岡駅西口線

三 事業施行期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県白岡市白岡字新田及び字茶屋地内

ロ 使用の部分

なし

告示

埼玉県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定により、兼用工作物の管理の方法について、水路管理者独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所長と協議して次のとおり定めたので告示する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上田清司

路線名	位置	種類	他の工	
			名称	物の工
県道足利邑楽行田線	行田市大字小市大字川見字棒川	水路管理者	水路管理者	道路管理者
県道上中森鴻巣線	行田市大字須加字船川二千九百七十一番地	水路管理者	水路管理者	道路管理者
県道熊	行田市大字須加字船川二千九百七十一番地	水路管理者	水路管理者	道路管理者
根岸四千	行田市大字須加字船川二千九百七十一番地	水路管理者	水路管理者	道路管理者
道の兼用施設以外の部分について	道の兼用施設以外の部分について	水路管理者	水路管理者	道路管理者
道の兼用施設以外の部分について	道の兼用施設以外の部分について	水路管理者	水路管理者	道路管理者

<p>線 巢 県 川 道 島 鴻</p>	<p>線 西 県 鴻 道 巢 騎</p>	<p>線 田 県 蓮 道 田 行</p>	<p>線 野 県 行 道 田 佐</p>	<p>線 谷 羽 生</p>
<p>鴻巢市大 字箕田字 竜泉寺九 百五十一 番二地先 (中宿橋)</p>	<p>行田市大 字堤根字 中通六百 六十四番 二地先(堤 根新橋)</p>	<p>行田市大 字佐間字 野合千四 百五十一 番二地先 (野合新 橋)</p>	<p>行田市大 字小見字 棒川四百 八十八番 四地先(武 蔵橋)</p>	<p>八百九十 六番地先 (新弥五 郎橋)</p>
<p>道路</p>				
<p>武蔵水 路管理 施設</p>				
<p>の新設、改築、 維持又は修繕及 び武蔵水路の操 作、維持、修繕 等に係る兼用工 作物の管理</p>				
<p>るものに限る。)、 改築、維持又は 修繕及び道路法 又は同法に基づ く命令の規定に よる兼用工作物 の管理</p>				

告示

埼玉県告示第四百五十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十八年三月二十八日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
宮田 至朗	二級建築士	埼玉県知事登録第五四一八号
豊田 繁	二級建築士	埼玉県知事登録第五五二六号
長谷川 晴夫	二級建築士	埼玉県知事登録第一〇八六四号
宮田 武	二級建築士	埼玉県知事登録第一三七二〇号
中里 大	二級建築士	埼玉県知事登録第二〇六八六号
宅森 誠之	二級建築士	埼玉県知事登録第二七四七四号
長谷川 健	二級建築士	埼玉県知事登録第三〇六二〇号
中野 勝	二級建築士	埼玉県知事登録第一一九六四号
浅水 淳子	二級建築士	埼玉県知事登録第二七一七一号
甲斐 隆	二級建築士	埼玉県知事登録第二九四二七号
森川 祐一	二級建築士	埼玉県知事登録第一八三六四号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二条の二に規定する講習を期限内に受講しなかった。

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊 藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蕨停車場線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
地先まで	蕨市中央四丁目四四四二番一 地先から同市北町二丁目三七番一 地先まで	蕨市中央四丁目四四四二番一 地先から同市中央五丁目三五番一 地先まで	区 間
二八・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四二二・〇〇		四三一・八〇	延 長 (メートル)
	旧道の蕨市中央五丁目三八一九番一 地先から同市中央五丁目三五番一 地先までは、蕨市に引き継ぐ		備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊 藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝霞蕨線
- 三 道路の区域

<p>新 B</p>	<p>旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>蕨市錦町六丁目一七八四番七地 先から同市錦町六丁目二二〇〇 番一地先まで</p>	<p>さいたま市南区辻八丁目一七三八 番一地先から蕨市錦町六丁目二 二〇六番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>九・三四 ） 二九・一五</p>	<p>八・六〇 ） 一五・一二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四九三・六七</p>	<p>四一三・二〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>旧道のさいたま市南区辻八丁目一七三八番一地先から蕨市錦町六丁目二二〇六番一地先までは、蕨市に引き継ぐ</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 惣新田幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
幸手市大字神扇字外郷内前八三 ○番一地先から同市大字平須賀 字赤木前一八八○番一地先まで		区 間
二七・〇〇ㄱ 四五・三八	二七・〇〇ㄱ 三二・七二	敷地の幅員 (メートル)
二五八・一六		延長 (メートル)
道路改良工事である。		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

惣新田幸手線	路線名
幸手市大字神扇字外郷内前八三〇番一地 先から同市大字平須賀字赤木前一八八〇番一地先まで	供用開始の区間
平成二十八年四月一日	供用開始の期日
延長四四五・五〇メートル	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

旧 新 別	旧 A	旧 B	新 B
区 間	蓮田市東三丁目四二〇〇番一 地 先からさいたま市岩槻区大字馬 込字四番八四二番一地先まで	蓮田市東三丁目四一九五番一 地 先からさいたま市岩槻区大字馬 込字四番七四一番地先まで	
敷地の幅員 (メートル)	七・一五〇 三〇・〇八	二四・九五〇 三三・三四	
延 長 (メートル)	一三七九・〇二	一一七八・四二	
備 考	旧Aの一部は県道蓮田鴻巣線、県道東門前蓮田線として存置し、残区間を蓮田市道として引き継ぐ。		

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま菖蒲線
- 三 道路の区域

<p>旧新B</p>	<p>旧A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>久喜市菖蒲町上大崎字上七七一番一 地先から同市菖蒲町菖蒲字宮本五四 七番二地先まで</p>	<p>久喜市菖蒲町上大崎字上七七〇番一 地先から同市菖蒲町菖蒲字宮本五四 七番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>八・八三〇 八七・七六</p>	<p>五・九八〇 一四・〇三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一五三二・四四</p>	<p>一〇八〇・七四</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>旧Aは、久喜市道として引き継ぐ。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県警察本部告示第38号

平成28年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、平成28年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、平成28年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類、平成28年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類及び平成28年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

平成28年4月1日

埼玉県警察本部長 貴 志 浩 平

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 平成28年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

男性	150人
女性	30人

(2) 平成28年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

男性	10人
女性	10人

(3) 平成28年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類

男性	60人
女性	10人

(4) 平成28年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類

ベトナム語	1人
中国語	1人

(5) 平成28年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道	2人
剣道	1人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成29年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和61年4月2日以降に生まれた者
II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は平成29年3月までに卒業見込みの者 2 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は平成29年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

イ その他

国際捜査 I 類	語学力（受験言語）が堪能な者
武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道の卓越した技術を有する、段位が四段以上（大学卒業見込みの者に限り三段を含む。）の者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験（国際捜査 I 類を除く。）、専門試験 I（国際捜査 I 類のみ。）及び論文（作

文) 試験

(注) 第1次試験当日において柔道又は剣道の段位を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第1次試験で加点を行う。ただし、国際捜査I類及び武道・体育指導I類を除く。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査、人物試験及び専門試験II（国際捜査I類のみ。）

(注) 第2次試験の2日目に次表に掲げる資格等を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第2次試験で加点を行う。ただし、国際捜査I類及び武道・体育指導I類を除く。

資格区分	資格種別	試験名称等	加点対象基準
情報	情報処理	ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験	
財務	財務	日商簿記検定	2級以上
語学	英語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC(※1)	600点以上
		TOEFL iBT(※2)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中国語	中国語検定	3級以上

(語学)	(中国語)	漢語水平考試 (HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定	400点以上
	韓国語	ハングル能力検定試験	準2級以上
		韓国語能力試験	4級以上

※1 TOEIC第192回試験以降のスコアを有効とする。

※2 平成26年8月16日以降に実施されたTOEFLのスコアを有効とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	5月8日(日)	芝浦工業大学 (さいたま市) 文教大学 (越谷市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)	5月31日(火) 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板及び埼玉県警察ホームページに発表日の
第二次試験	6月4日(土)から6月6日(月)までのいずれか1日及び7月20日(水)から7月29日(金)までのいずれか1日(7月23日(土)及び7月24日(日)を除く。)に、埼玉県警察学校で行う。		8月19日(金) 午前10時	午前10時から7日間掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成28年1月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、次表のとおりである。

区 分	採用(入校)時の初任給
I 類 国際捜査I類	約226,300円

武道・体育指導Ⅰ類	(約226,300円)
Ⅱ類	約215,400円
Ⅲ類	約195,800円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時まで給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成28年10月1日（土）以降の予定である。ただし、Ⅰ類の大学卒業見込者、Ⅱ類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査Ⅰ類及び武道・体育指導Ⅰ類は、平成29年4月1日（土）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成28年3月1日（火）から配布している。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

平成28年4月1日（金）午前8時30分から4月14日（木）午後5時までの間

イ 持参受付及び郵送受付

平成28年4月1日（金）から4月14日（木）までの間

（郵送による場合は、期間内消印有効）

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

告 示

埼玉県警察本部告示第39号

平成28年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、平成28年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、平成28年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び平成28年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

平成28年4月1日

埼玉県警察本部長 貴 志 浩 平

1 試験の名称及び採用予定人員

- | | | |
|--------------------------------------|----|------|
| (1) 平成28年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類 | 男性 | 62人 |
| | 女性 | 15人 |
| (2) 平成28年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類 | 男性 | 10人 |
| | 女性 | 5人 |
| (3) 平成28年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類 | 男性 | 140人 |
| | 女性 | 20人 |
| (4) 平成28年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類 | 柔道 | 1人 |
| | 剣道 | 2人 |

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
I 類 武道・体育指導 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成29年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和61年4月2日以降に生まれた者
II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は平成29年3月までに卒業見込みの者 2 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は平成29年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

イ その他

武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道の卓越した技術を有する、段位が四段以上（大学卒業見込みの者に限り三段を含む。）の者
-------------	---

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験

(注) 第1次試験当日において柔道又は剣道の段位を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第1次試験で加点を行う。ただし、武道・体育指導Ⅰ類を除く。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験

(注) 第2次試験の2日目に次表に掲げる資格等を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第2次試験で加点を行う。ただし、武道・体育指導Ⅰ類を除く。

資格区分	資格種別	試験名称等	加点対象基準
情報	情報処理	ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験	
財務	財務	日商簿記検定	2級以上
語学	英語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC(※1)	600点以上
		TOEFL iBT(※2)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中国語	中国語検定	3級以上
		漢語水平考試(HSK)	4級以上

(語学)		中国語コミュニケーション能力検定	400点以上
	韓国語	ハングル能力検定試験	準2級以上
		韓国語能力試験	4級以上

※1 TOEIC第195回試験以降のスコアを有効とする。

※2 平成26年11月29日以降に実施されたTOEFLのスコアを有効とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	9月18日(日)	芝浦工業大学 (さいたま市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)	10月11日(火) 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板及び埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。
第二次試験	10月15日(土)又は10月16日(日)のいずれか1日及び11月21日(月)から11月29日(火)までのいずれか1日(11月23日(水)並びに11月26日(土)及び11月27日(日)を除く。)に、埼玉県警察学校で行う。		12月19日(月) 午前10時	

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成28年1月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、次表のとおりである。

区 分	採用(入校)時の初任給
I 類 武道・体育指導I類	約226,300円
II 類	約215,400円

Ⅲ	類	約195,800円
---	---	-----------

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時まで給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成29年2月1日（水）以降の予定である。ただし、Ⅰ類の大学卒業見込者、Ⅱ類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、Ⅲ類の高校卒業見込者、武道・体育指導Ⅰ類及び全ての試験区分における女性は、平成29年4月1日（土）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成28年3月1日（火）から配布している。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

平成28年8月5日（金）午前8時30分から8月24日（水）午後5時までの間

イ 持参受付及び郵送受付

平成28年8月5日（金）から8月24日（水）までの間

（郵送による場合は、期間内消印有効）

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

告 示

埼玉県警察本部告示第40号

平成28年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）及び平成28年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）を次のとおり実施する。

平成28年4月1日

埼玉県警察本部長 貴 志 浩 平

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 平成28年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）

青森県（男性） 2人
宮城県（男性） 2人
群馬県（男性） 8人

(2) 平成28年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）

青森県（男性） 3人
宮城県（男性） 3人
群馬県（男性） 7人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

試 験 区 分	学 歴	年 齢
Ⅰ 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成29年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和61年4月2日以降に生まれた者
Ⅲ 類	Ⅰ類に該当しない者	昭和61年4月2日から平成11年4月

(Ⅲ 類)	(Ⅰ類に該当しない者)	1日までに生まれた者
-------	-------------	------------

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験

（注） 第1次試験で論文（作文）試験を実施しない試験地は、第2次試験で実施する。

4 試験の月日、会場及び合格発表

(1) 試験地

青森県、宮城県及び群馬県（以下「地元県」という。）において実施する。

(2) 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月日及び会場	合格発表
第1次試験	各地元県と同一とする。	各地元県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次試験	各地元県の月日に合わせて各地元県内で行う。	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに、発表日の午前10時から7日間掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成28年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区分	採用（入校）時の初任給
Ⅰ類	約226,300円
Ⅲ類	約195,800円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・

勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成29年4月1日（土）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、各地元県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

(3) 受付期間

各地元県と同一期間とする。

8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) 試験についての問合せ先は、次のとおりである。

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

雑報

議長選挙

本木 茂議長は、三月二十五日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 宮崎 栄治郎

副議長選挙

岩崎 宏副議長は、三月二十五日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 石井 平夫

正 誤

埼玉県教育委員会規則第十四号(平成二十八年三月二十九日第二千七百八十五号)
中訂正

ページ 行

一 前から二

誤

平成二十八年三月二十三日

正

平成二十八年三月二十九日